

# 板橋区災害時医療救護活動ガイドライン

## ホームページ用

令和8年3月  
板橋区健康生きがい部



【改訂履歴】  
令和8年3月 初版発行

# 目次

## 第1章 基本事項

第1節	災害時医療体制の基本的な考え方	2
1	災害時医療救護活動ガイドラインについて	2
2	区の被害想定について	2
3	災害医療のキーワード	3
4	対象となる期間	3
5	都におけるフェーズ区分・主な医療救護活動	4
6	都の医療救護活動の連携体制	5
7	区の医療救護活動の連携体制	6
8	区の災害医療体制の基本的枠組み	7
9	医療対策拠点	8
10	医療機関の役割分担	9
11	医療救護所	10
12	関係機関	11
第2節	災害医療コーディネーター	12
第3節	災害薬事コーディネーター	13
第4節	板橋区医療救護活動拠点	14
第5節	医薬品・医療資器材	15
第6節	搬送体制	16

## 第2章 実務編

### 災害時の初動（超急性期～72時間まで）医療救護体制

第1節	板橋区医療救護活動拠点	18
1	目的・役割	18
2	設置基準	18
3	設置場所	18
4	構成員および職務	18
5	主な活動内容	18
6	医療救護活動の連携体制	19
7	医療救護活動拠点と各機関との主な連絡内容	19
8	医療救護活動拠点の組織体制	20
9	各担当における役割について	20
10	開設場所（板橋区健康推進課内見取り図）	22
11	開設手順	23
12	情報Gマニュアル	24
13	実行Gマニュアル	27
14	支援Gマニュアル	28
15	保健師班マニュアル	28
第2節	板橋区災害医療コーディネーター	29
第3節	板橋区災害薬事コーディネーター	32
第4節	緊急医療救護所	35
1	意義・目的	35
2	開設条件（参集条件）	35
3	負傷者の受け入れ時期	35
4	設置場所	36
5	従事者	36

6	主な活動内容	36
7	エリア構成	36
8	緊急医療救護所とは	37
9	緊急医療救護所の開設	38
10	参集～開設手順	38
11	担当業務	39
12	トリアージエリア	40
13	軽症処置エリア	41
14	業務手順・時系列	42
15	時系列記録(クロノロジー)	42
16	トリアージカテゴリー(負傷者等の区分)	43
17	START法トリアージ	43
18	トリアージタグ	44
19	トリアージ対応	45
20	災害診療記録	46
21	災害用処方箋	48
22	医薬品・医療資器材の備蓄と供給	49
23	搬送体制	50
第5節 在宅人工呼吸器使用者		51
第6節 災害時小児周産期リエゾン		52
第7節 災害時透析医療活動		53
第8節 災害時精神医療活動		55
<b>急性期(発災後72時間～)以降の医療救護体制</b>		
避難所での保健活動		56

### 第3章 資料編

1	情報連絡機器	58
2	緊急医療救護所の設置場所一覧(地図)	59
3	緊急医療救護所の開設場所・資器材保管場所	60
4	緊急医療救護所の備蓄資器材一覧	61
5	緊急医療救護所の備蓄医薬品(案)	62
6	緊急医療救護所と近隣避難所	63
7	用語解説・関連事項	64

# 第1章 基本事項

---

# 第1節 災害時医療体制の基本的な考え方

## ① 災害時医療救護活動ガイドラインについて

本ガイドラインは、行政機関、医療機関、医療従事者等を対象に板橋区（以下「区」という）の災害時医療救護活動の標準化を目的として定める。なお、[東京都災害時医療救護活動ガイドライン](#)の改訂や訓練実施などにより必要に応じて改訂する。

また、本ガイドラインは、全体概説となる第1章基本事項、実務マニュアルとなる第2章実務編、第3章資料編で構成する。

## ② 区の被害想定について

東京都(以下「都」という)が公表した「[首都直下地震等による東京の被害想定\(令和4年5月25日\) 一部抜粋](#)」のうち、区の人的被害が最大となる条件を前提とする。

想定地震・規模		多摩東部直下地震・M7.3		
条件	区の震度	震度6強(一部地域震度6弱、震度7)		
	時期・時刻・風速	冬・早朝5時、8m		
		区	都	
人的被害	死者数(人)	138人	5,104人	
	要因別	建物倒壊	117人	4,079人
		屋内収容物	8人	261人
		火災	13人	715人
		その他	0人	49人
	負傷者数(人)	2,852人	79,337人	
	要因別	建物倒壊	2,629人	70,872人
		屋内収容物	191人	6,111人
		火災	22人	2,062人
		その他	9人	291人
うち重症者数(人)	266人	8,259人		
社会的影響	避難者数(最大)(人)	96,057人	1,428,882人	
ライフライン	電力	停電率	5.8%	7.2%
	通信	不通回線率	0.7%	1.1%
	上水道	断水率	24.4%	25.8%
	下水道	被害率	3.9%	4.3%
	ガス	供給停止率	0%	12.5%

### 3 災害医療のキーワード

災害時の医療活動においては、限られた資源を最大限に活用するため「CSCATTT」という基本原則に基づいた対応が重要である。

組織体制	C	指揮命令・統制の確立 (Command&Control)	災害発生時の急性期に迅速な医療活動を行うためには、組織化された指揮命令系統の確立が混乱を防ぎ、組織間の相互協力体制を確立する。
	S	安全確保 (Safety)	安全に活動できないと判断される場合は、関係機関へ通報するとともに、安全が確保されるまで現場から避難する。
	C	情報伝達 (Communication)	テレビ、ラジオ、スマホなどを使用し、現状把握、医療関係者・警察・消防・救援機関との意思疎通・情報伝達に努める。
	A	状況評価 (Assessment)	災害現場や現場救護所の状況、救護力や人的資源、医療資器材の備蓄状況などを判断する。
医療支援	T	トリアージ (Triage)	負傷者のトリアージを行い、応急処置の優先度(緊急度)や搬送順位を決定する。
	T	治療 (Treatment)	トリアージで緊急度の高い傷病者から応急処置を行う。
	T	搬送 (Transport)	搬送先医療機関の状況や収容力等を考慮し、後方搬送・広域搬送を行う。

### 4 対象となる期間

本ガイドラインでは、対象とする期間を以下のフェーズに分けて定める。

#### (1) 超急性期(発災直後～72時間)

外傷者に対する治療・救命救急のニーズが高い時期の医療体制を定める。

#### (2) 急性期以降(72時間以降)

慢性疾患治療・被災者の健康管理等のニーズが高まる時期の医療体制を定める。

5 都におけるフェーズ区分・主な医療救護活動

都は、医療救護体制の活動目安として、発災直後から中長期までを6区分としている。

【フェーズ区分】

フェーズ区分	0 発災直後 (発災～6時間)	1 超急性期 (～72時間)	2 急性期 (～1週間程度)	3 亜急性期 (～1か月程度)	4 慢性期 (～3か月程度)	5 中長期 (3か月程度～)
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療・被災者の健康管理等		

【医療救護活動のフェーズ区分の想定時間と状況】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

【フェーズ区分と主な医療救護活動】

区分	主な活動内容	
	区及び保健医療活動チーム等の活動	他の災害医療チーム(※)の活動
0 発災直後	○被害情報の収集・集約 ○緊急医療救護所の開設・運営 ○病院前トリアージの実施	○東京DMATの出場 ○傷病者等の被災地域外への搬送
1 超急性期		○都医療救護班等の被災地への派遣 ○他県DMATによる病院支援
2 急性期	○避難所医療救護所の運営 ○医薬品の供給 ○避難者の定点・巡回往診	○他県医療救護班の受入れ
3 亜急性期		
4 慢性期		
5 中長期		

※ 他の災害医療チーム(東京都災害時医療救護活動ガイドライン(第3版)より一部抜粋)

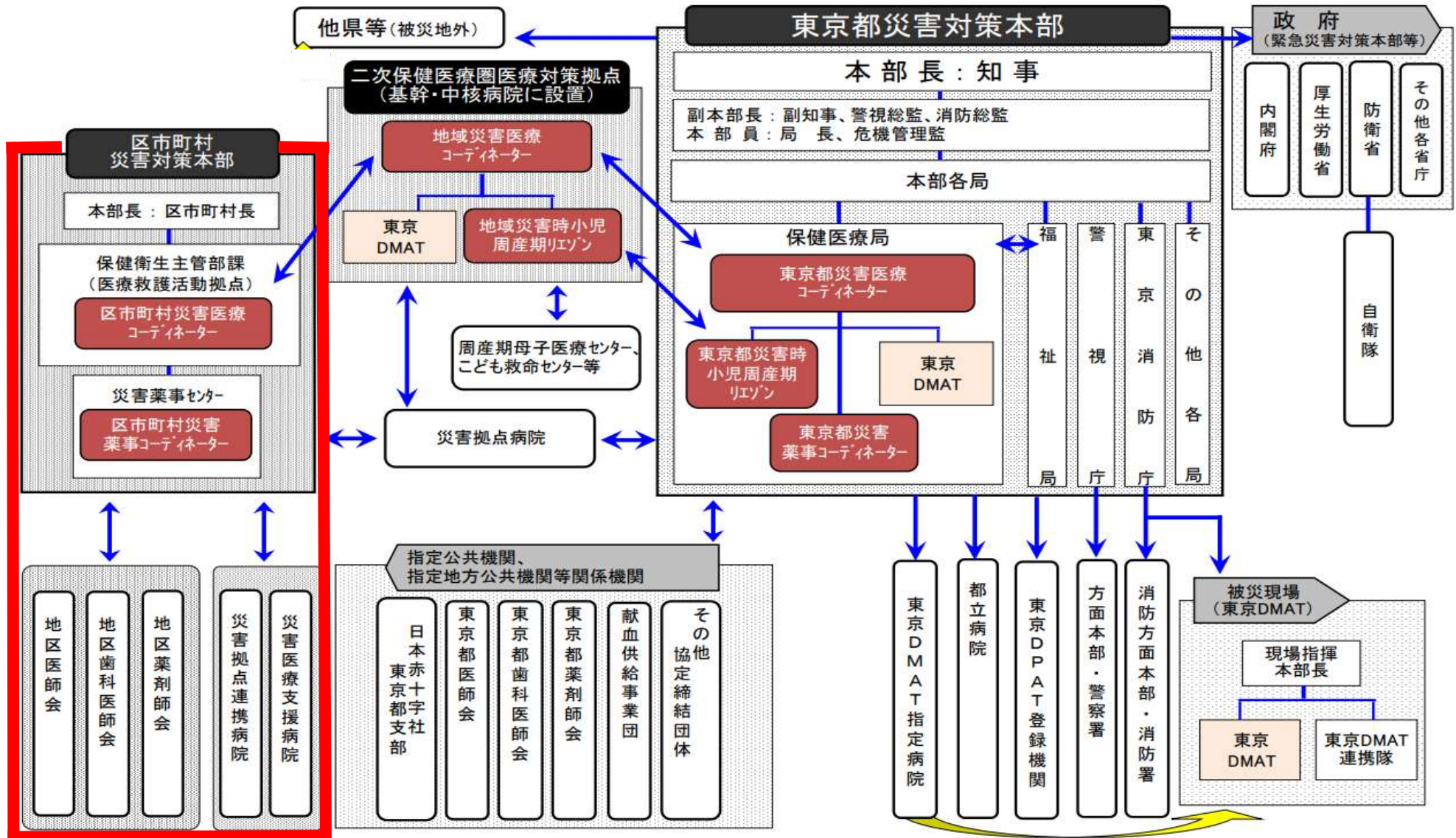
(1) 都内の医療チーム・・・東京DMAT, 東京都医療救護班等

(2) 協力医療チーム・・・都内DMAT, 被災地JMAT

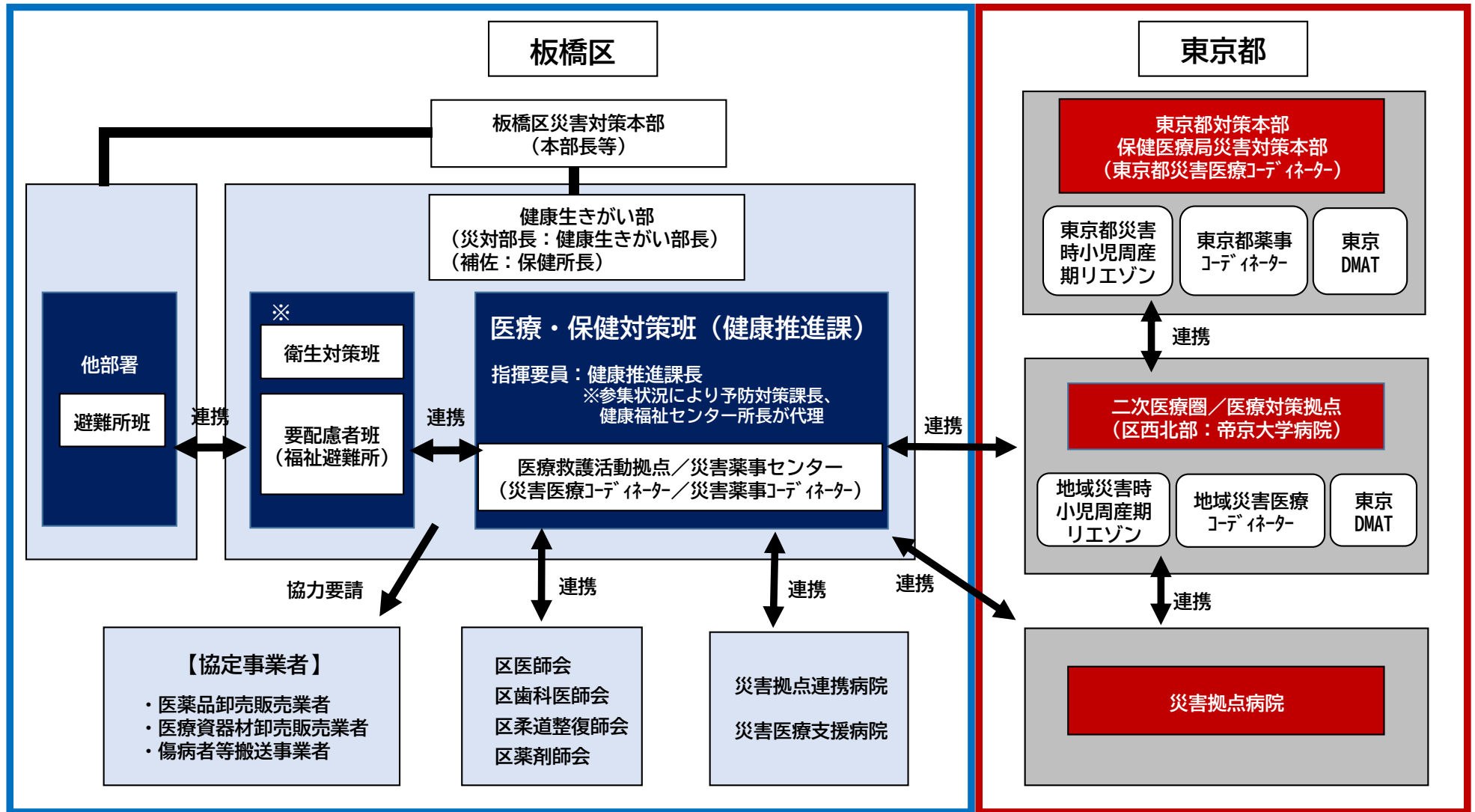
(3) 応援医療チーム・・・他県DMAT, 支援JMAT, DPAT, 日本赤十字社救護班

6 都の医療救護活動の連携体制

東京都地域防災計画に定めている発災直後から急性期までの連携体制は以下のとおり



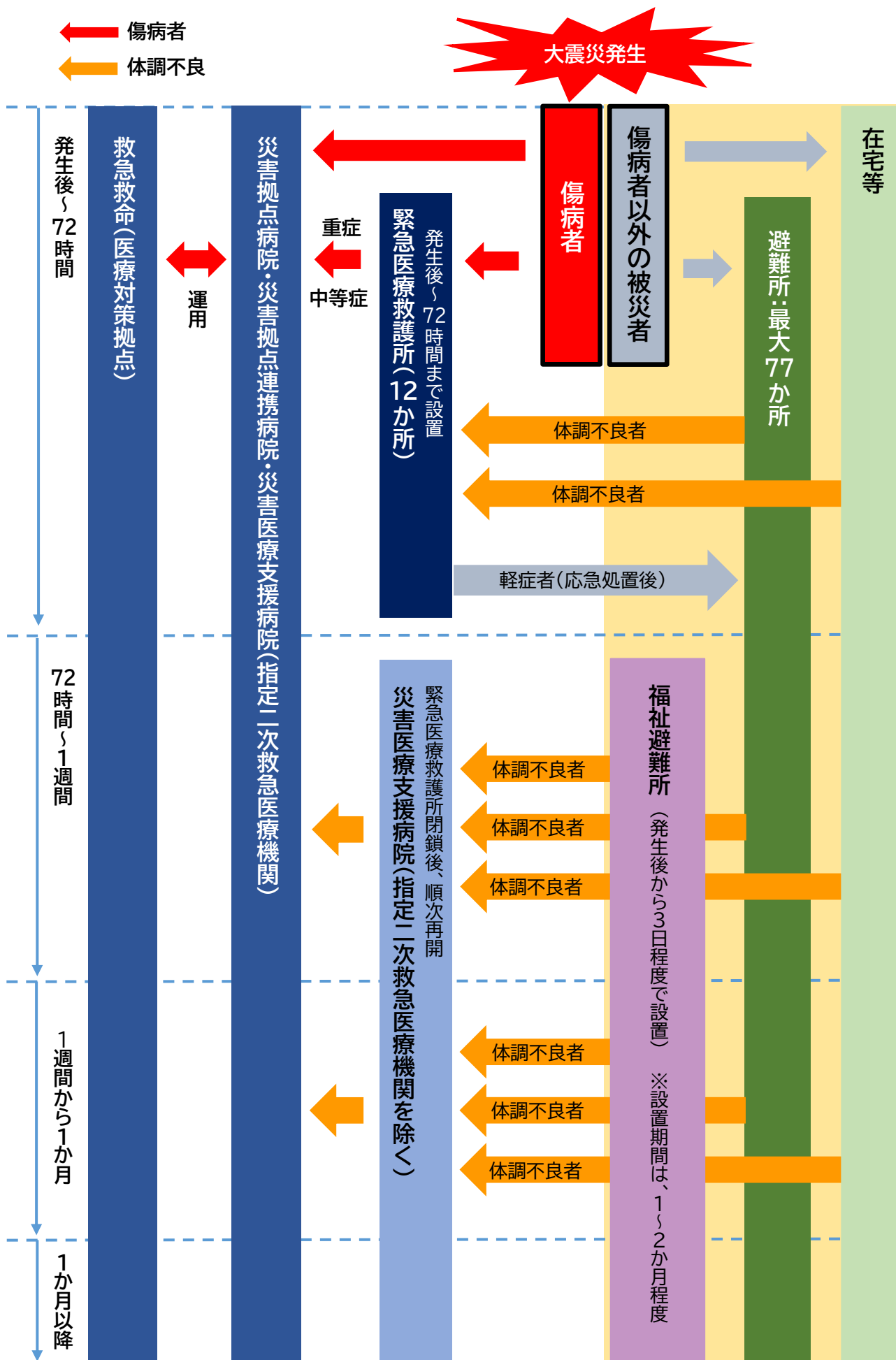
7 区の医療救護活動の連携体制



※衛生対策班＝生活衛生課

要配慮者班＝長寿社会推進課、介護保険課、後期高齢医療制度課、おとしより保健福祉センター、障がい政策課、障がいサービス課

8 区の災害医療体制の基本的枠組み



9 医療対策拠点

都は、震度6弱以上の地震が発生した場合、原則として医療対策拠点を設置する。圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う。

区西北部保健医療圏(板橋区、豊島区、北区、練馬区)においては、板橋区に所在する帝京大学医学部附属病院が医療対策拠点として設置される。

医療対策拠点一覧

二次保健医療圏	構成区市町村	設置医療機関
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	日本医科大学付属病院(文京区)
区南部	品川区、大田区	東邦大学医療センター大森病院(大田区)
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	東京都立広尾病院(渋谷区)
区西部	新宿区、中野区、杉並区	東京医科大学病院(新宿区)
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	帝京大学医学部附属病院(板橋区)
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	東京女子医科大学附属足立医療センター(足立区)
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	東京都立墨東病院(墨田区)
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	青梅市立総合病院(青梅市)
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	東京医科大学八王子医療センター(八王子)
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	国立病院機構災害医療センター(立川市)
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	東京都立多摩・小児総合医療センター(府中市)
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	公立昭和病院(小平市)
島しょ	東京都災害対策本部地方隊各支庁(大島、三宅、八丈、小笠原)が対応	

10 医療機関の役割分担

都は、災害発生時における多数の傷病者に対応するため、全ての病院の役割分担を定めている。

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院(災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

■区における病院の分類

指定区分	病院名	住所
災害拠点病院 (4か所)	1 帝京大学医学部附属病院	加賀 2-11-1
	2 日本大学医学部附属板橋病院	大谷口上町 30-1
	3 東京都立豊島病院	栄町 33-1
	4 東京都健康長寿医療センター	栄町 35-2
災害拠点連携病院 (8か所)	5 愛誠病院	加賀 1-3-1
	6 小豆沢病院	小豆沢 1-6-8
	7 板橋区医師会病院	高島平 3-12-6
	8 板橋中央総合病院	小豆沢 2-12-7
	9 金子病院	南常盤台 1-15-14
	10 小林病院	成増 3-10-8
	11 高島平中央総合病院	高島平 1-73-1
	12 常盤台外科病院	常盤台 2-25-20
災害医療支援病院：緊急医療救護所を設置する予定のない病院		

## 11 医療救護所

災害時には、災害現場の負傷者や傷病者に対して救護活動を行うため、救護所を設置する。

種 別	内 容
緊急医療救護所	区市町村が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所

※避難所における医療救護活動は急性期(発災後 72 時間以降)以降に巡回等を予定

### ■緊急医療救護所

目 的	区は、災害発生後直ちに緊急医療救護所を設置する。 緊急医療救護所では、傷病者の重症度に応じた適切な医療提供を行うために、トリアージ(重症度判断)、軽症者への応急処置を行う。
設置場所	災害拠点病院、災害拠点連携病院(敷地内もしくは近接地)
設置期間	原則として、発災から 72 時間まで開設
設置条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合</li> <li>その他区長の要請があった場合 (震度 6 弱未満でも設置が必要な場合など)</li> </ul>
設置エリア	傷病者のトリアージ(重症度判断)を行う「トリアージエリア」と、軽症者の応急処置を行う「軽症処置エリア」の 2 つのエリアで構成
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病者のトリアージ(重症度判断)</li> <li>軽症者の応急処置</li> <li>中等症者、重症者に対する搬送調整(応急処置含む)</li> </ul>
従事者	板橋区医師会 板橋区歯科医師会 板橋区薬剤師会 板橋区柔道整復師会 板橋区登録看護スタッフ 板橋区職員

12 関係機関

機関		内容
板橋区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動の総合調整</li> <li>・医療救護対策の立案、指揮統制</li> <li>・緊急医療救護所の設置、運営 など</li> </ul>
板橋区医師会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急医療救護所の設置、運営 (主に全体総括、トリアージ、軽症者への応急処置等)</li> <li>・医療救護班の派遣及び後方支援 など</li> </ul>
板橋区歯科医師会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急医療救護所の設置、運営 (主にトリアージ、軽症者への応急処置等)</li> <li>・医療救護班の派遣及び後方支援 など</li> </ul>
板橋区薬剤師会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急医療救護所の設置、運営 (主に調剤、近隣薬局との医薬品調整・災害処方対応等)</li> <li>・災害薬事センターの開設、運営</li> <li>・薬剤師班の派遣及び後方支援 など</li> </ul>
板橋区柔道整復師会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急医療救護所の設置、運営 (主にトリアージの補助、軽症者への応急処置等)</li> <li>・柔道整復師の派遣及び後方支援 など</li> </ul>
病院	災害拠点病院 災害拠点連携病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者の収容、治療</li> <li>・緊急医療救護所の開設、運営支援</li> </ul>
	支援病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医療、慢性疾患への対応</li> </ul>
	人工透析医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透析治療の継続</li> <li>・透析患者の状況把握、情報管理、共有</li> <li>・透析患者の受け入れ調整、振り分け</li> </ul>
	精神医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の安全確保と治療継続</li> <li>・外来患者への投薬継続体制の維持</li> </ul>
	小児周産期医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦、新生児の安全確保</li> <li>・分娩や産科救急医療等の継続</li> <li>・必要時の搬送調整</li> </ul>
災害時協定事業者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における支援</li> </ul>

## 第2節 災害医療コーディネーター

### 1 災害医療コーディネーターの概要

災害時の医療救護活動の統括及び調整を行う災害医療の専門家として、都、二次保健医療圏、特別区及び市町村のそれぞれで災害医療コーディネーターを指定している。

名称	説明
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するため、都が指定する医師 ※区西北部は帝京大学医学部附属病院医師
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的な助言を行う、都が指定する医師

### 2 板橋区災害医療コーディネーター

区では、常勤コーディネーターとして板橋区保健所長を充てるとともに、災害医療に精通した医師等を板橋区災害医療コーディネーターとして非常勤職員に委嘱をしている。

#### (1) 参集条件

- ・震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・その他区長の要請があった場合（震度6弱未満でも設置が必要な場合など）

#### (2) 参集場所

板橋区医療救護活動拠点(板橋区役所南館3階健康推進課)

#### (3) 具体的な職務

- ① 医療救護班の活動に関すること。
- ② 医療情報の収集提供に関すること。
- ③ 収容先医療機関の確保に関すること。
- ④ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- ⑤ 訓練に関すること
- ⑥ その他医療救護に関すること。

## 第3節 災害薬事コーディネーター

### 1 災害薬事コーディネーターの概要

災害時の医薬品の適切な供給管理など、医療救護活動が円滑に進むよう、薬事の面から災害医療コーディネーターをサポートし、必要な情報収集や保健医療活動チーム(薬剤師)の活動の調整を行う薬事の専門家として、都内の区市町村が指定している。

なお、災害薬事コーディネーターの詳細は、東京都福祉保健局が策定している「[災害時薬事活動ガイドライン\(第2版\)](#)」に規定されている。

### 2 板橋区災害薬事コーディネーター

区では、災害時の医薬品等の適切な供給管理等に対応する目的で災害薬事コーディネーター(非常勤職員)を委嘱している。

#### (1) 参集条件

- ・震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・その他区長の要請があった場合(震度6弱未満でも設置が必要な場合など)

#### (2) 参集場所

板橋区医療救護活動拠点(板橋区役所南館3階健康推進課)

#### (3) 具体的な職務

- ①板橋区災害医療コーディネーターを薬事においてサポートすること。
- ②薬剤師班の編成、派遣その他活動全般に関すること。
- ③備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要性が生じた場合における医薬品等の調達業務の調整に関すること。
- ④その他医薬品等の確保及び薬事に関すること。

## 第4節 板橋区医療救護活動拠点

### 1 板橋区医療救護活動拠点の役割等

区が緊急医療救護所等の医療支援等に関して調整・情報交換するために設置する拠点。

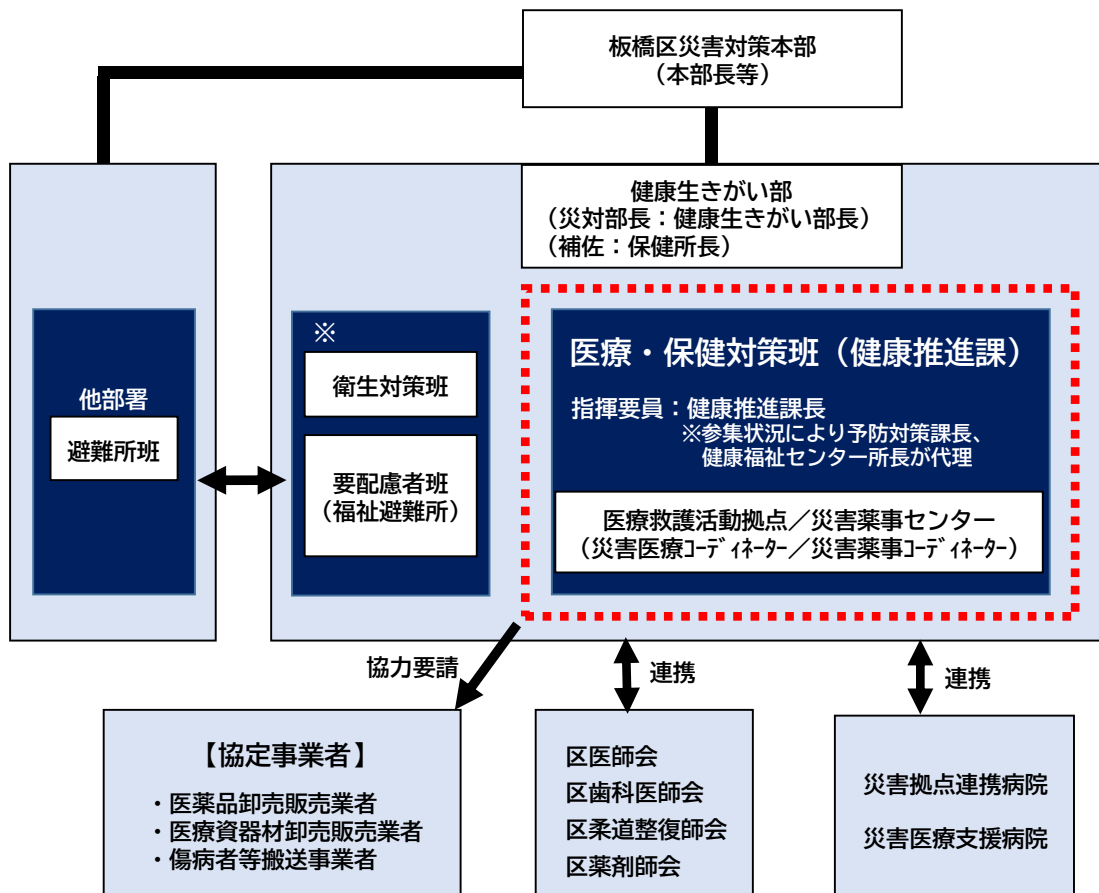
### 2 板橋区医療救護活動拠点の設置

災害発生後速やかに板橋区役所南館3階健康推進課に板橋区医療救護活動拠点を設置する。板橋区災害医療コーディネーター、板橋区災害薬事コーディネーターは、板橋区医療救護活動拠点へ参集する。

### 3 主な役割

- (1) 区内全域の情報収集に関すること
- (2) 緊急医療救護所の設置・運営に関すること
- (3) 医療救護活動拠点の設置・運営に関すること
- (4) 区医療救護班等の編成及び派遣に関すること
- (5) 医療チームの派遣を要請すること
- (6) 傷病者を受け入れる病院の確保等に関すること
- (7) 医薬品・医療資器材の確保に関すること
- (8) その他医療救護に関すること

### 4 組織図



※衛生対策班＝生活衛生課

要配慮者班＝長寿社会推進課、介護保険課、後期高齢医療制度課、おとしより保健福祉センター、障がい政策課、障がいサービス課

## 第5節 医薬品・医療資器材

### ① 医薬品・医療資器材

区では、災害発生時に緊急医療救護所等で必要となる医療資器材を備蓄している。

また、医薬品調達については原則として近隣薬局から行う。ただし、夜間に発災した場合など、近隣薬局が営業していない状況も想定し、区は1日分の医薬品を備蓄している。

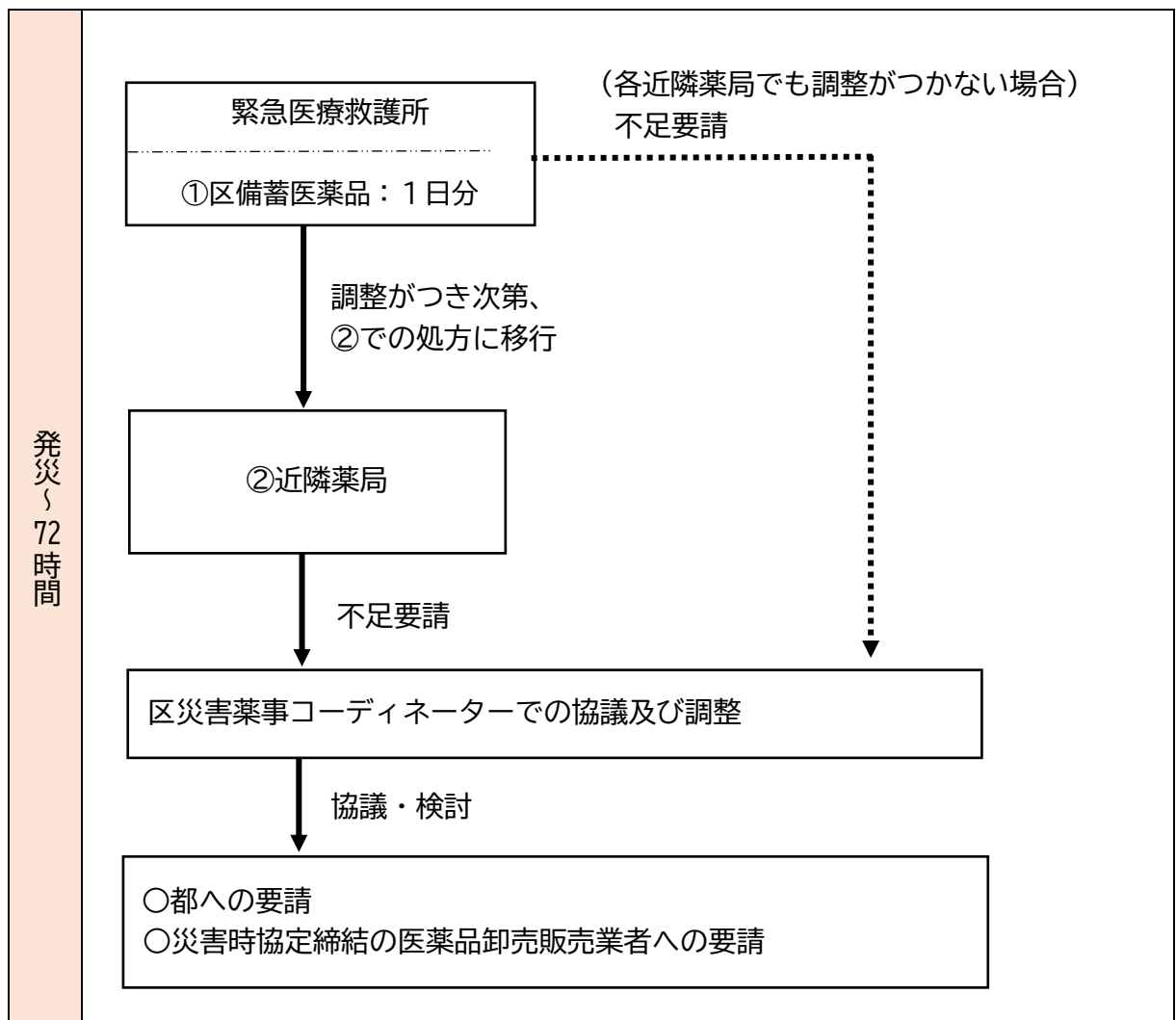
### ② 備蓄医薬品・医療資器材

医薬品：P72 参照

医療資器材：P71 参照

### ③ 医薬品不足への対応

近隣薬局から調達した以降に医薬品等に不足が生じた場合は、医療救護活動拠点において区災害薬事コーディネーター、区災害医療コーディネーター、区薬剤師会等の協議にて調整する。区で調達が難しい場合は、予め災害時の協力協定を締結している医薬品卸売販売業者、都へ調達を要請する。



※①、②の順で医薬品使用

## 第6節 搬送体制

### 1 搬送体制

重症者や専門治療の必要性に応じて、搬送対応を行う。

生命に直結する緊急搬送が必要な場合に、搬送車両がない等の事態が発生しないよう、搬送車両の使用にあつては、必要性を十分に検討した上で搬送調整を行うこと。

### 2 搬送手段の優先順位

① (緊急医療救護所対応の場合) 病院の救急車両

② 傷病者搬送の区協定事業者

③ 要配慮者搬送の協定事業者

災害時は別の使用用途があるが、緊急かつ他の手段がない場合については、要配慮者班と協議する。

④ 庁有車

災害時は別の使用用途があるが、緊急かつ他の手段がない場合については、医療対応不要な通常搬送の場合に限り契約管財課に協議する。

(負傷はないが専門病院に搬送する必要がある場合など ex 人口透析患者など)

#### 【協定締結搬送事業者】

区分	事業者
傷病者等	株式会社M&Wサポート(健康推進課所管)
要配慮者	搬送事業者9事業者、福祉施設事業者35事業者(令和7年11月末現在) (平時:危機管理部地域防災支援課、発災時:長寿社会推進課所管)

### 3 区外への患者搬送

区内の医療機関で受入が困難な場合は、医療救護活動拠点で他地域医療機関への搬送調整等を行う。必要に応じて都などへ要請する。

※参考

○都における搬送体制

([東京都災害時医療救護活動ガイドライン 第3版\(P55、P133~140\)](#))



○板橋区周辺ヘリコプター緊急離着陸場候補地

([東京都地域防災計画 震災編 \(令和5年修正\) 別冊資料編 P243 資料2-6-6](#))

災害拠点病院	緊急離着陸場候補地	所在地	現況
日本大学医学部附属板橋病院	都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台 1-6	野球場
東京都健康長寿医療センター	都立城北中央公園競技場	板橋区桜川 1-4 練馬区氷川台 1-7	競技場
東京都立豊島病院	東京都立豊島病院Aポイント	板橋区栄町 33-1	屋上施設
帝京大学医学部附属病院	板橋区立東板橋公園グラウンド	板橋区板橋 3-50-1	野球場
帝京大学医学部附属病院	帝京大学医学部附属病院Aポイント	板橋区加賀 2-11-1	屋上施設

## 第2章 実務編

---

# 第1節 板橋区医療救護活動拠点

## 1 目的・役割

区が緊急医療救護所等の医療支援等に関して調整・情報交換するために設置する拠点。

板橋区災害医療コーディネーター(以下『区医療 Co』という。)、板橋区災害薬事コーディネーター(以下『区薬事 Co』という。)を中心に、医療救護活動方針の確認や、情報収集・情報交換等を行う。特に、医療機関や緊急医療救護所における人的・物的不均衡がないか確認し、医療救護活動が継続的に進められるよう調整をする。

## 2 設置基準

- ・震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・その他区長の要請があった場合(震度6弱未満でも設置が必要な場合など)

## 3 設置場所

板橋区役所南館3階 健康推進課

## 4 構成員および職務

	役割	担当	職務
1	災対部長	健康生きがい部長	医療救護活動拠点の統括、関係機関との調整等
2	補佐(区医療 Co 兼務)	保健所長	
3	指揮要員	※健康推進課長	
4	区医療 Co	3名(P29 参照)	災対部長等への医学的助言、関係団体の調整
5	区薬事 Co	1名(P32 参照)	災対部長等への薬学的助言、関係団体の調整
6	事務局	健康推進課職員 予防対策課職員 健康福祉センター職員	

※参集、シフト状況により予防対策課長、健康福祉センター所長が代理の場合あり

## 5 主な活動内容

### ① 区内全域の情報収集

人的・物的被害状況、医療機関の被害・診療状況、緊急医療救護所の設置・稼働状況、その他医療救護に必要な物資・人員情報

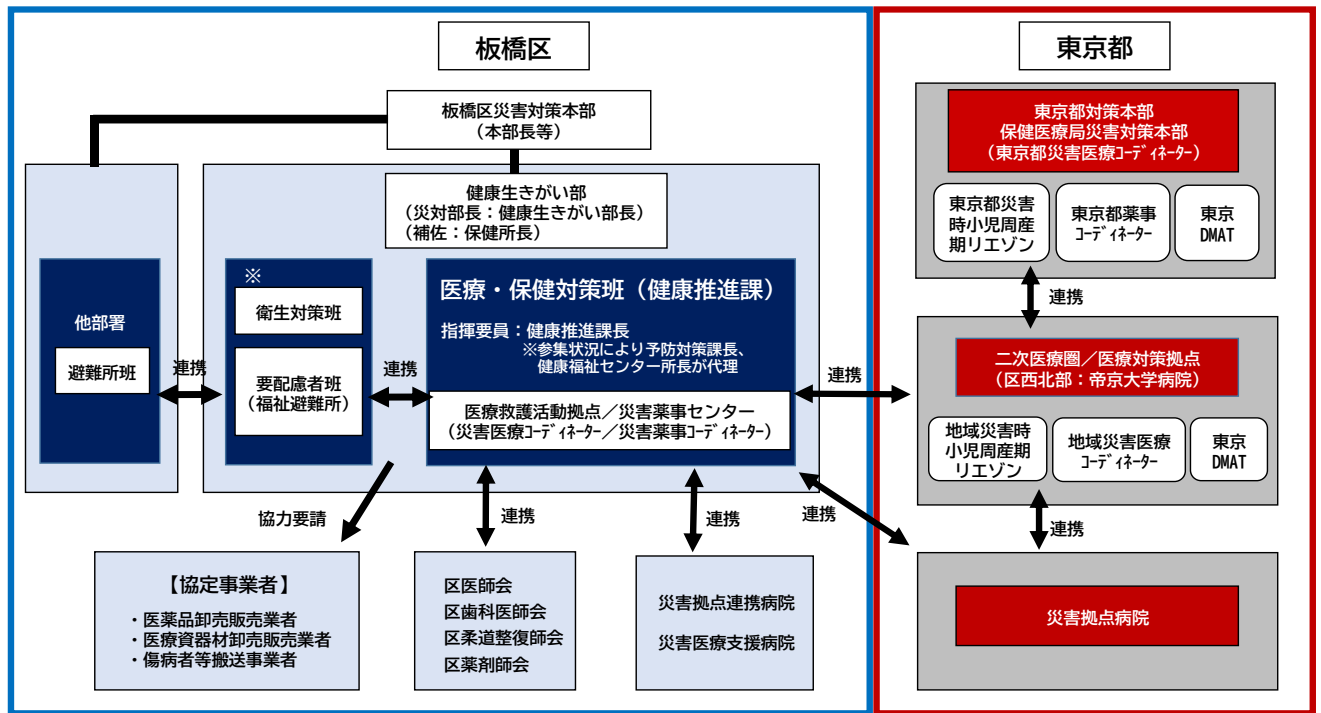
### ② 統括・調整

- 区医療 Co の助言に基づき、医療救護活動を統括、調整
- 緊急医療救護所の調整
- 要医療者への支援
- 病院確保(傷病者等受入れ先)
- 4 師会協定に基づく医療救護要請
- 医療救護体制が不足する場合は区西北部地域災害医療 Co(帝京大学病院)へ応援要請
- 医療救護体制が不足する場合は都への応援要請

### ③ 薬事対応

- 災害薬事センター設置
- 区薬事 Co の管理のもと、医薬品供給等を調整
- 都への医薬品供給要請
- 協定事業者への協力要請

6 医療救護活動の連携体制

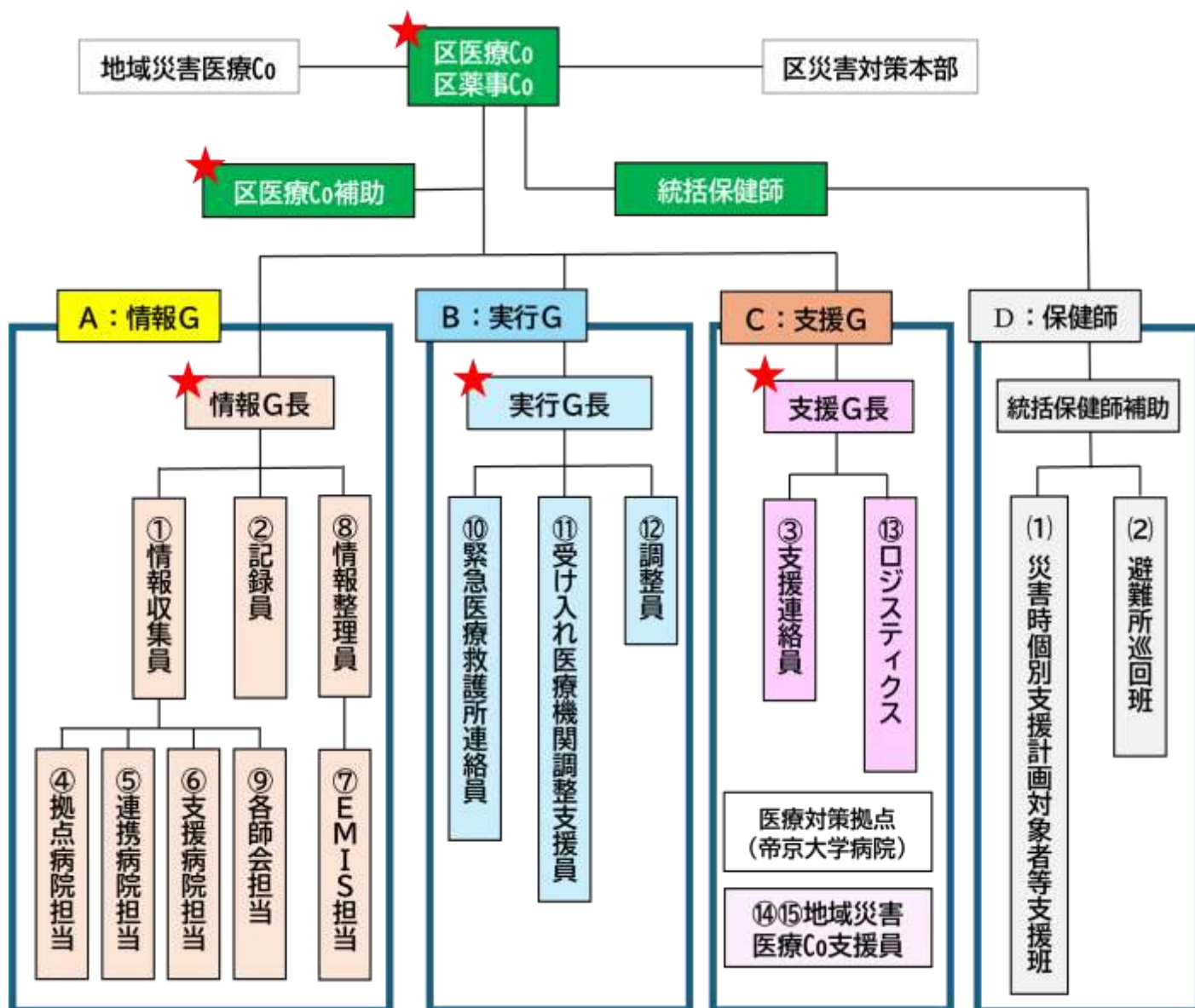


7 医療救護活動拠点と各機関との主な連絡内容

( ) = 箇所数

各機関等		役割	医療救護活動拠点との連絡例
区	1 板橋区災害対策本部	災害時の区全体の指揮統制を行う中枢機関	被災状況と医療ニーズの共有、医療資源の要請等
	2 衛生対策班	避難所等の防疫対策を担当する部門	感染症等の情報共有、医療救護活動の応援等
	3 要配慮者班	高齢者・障がい者等の特別な配慮が必要な方の支援を担当	要配慮者の医療に関する情報共有等
	4 避難所班	避難所の開設・運営・管理を統括する部門	避難所の医療ニーズ報告、保健師巡回に関する調整等
	5 福祉避難所班	特別なケアが必要な方向けの専門避難所を運営	要配慮者の医療に関する情報共有等
	6 緊急医療救護所(12)	災害拠点(連携)病院に設置するトリアージや軽症処置を行う救護所	緊急救護所運営状況報告、物資調整、搬送調整等
関係機関	7 災害拠点病院(4)	中等症患者及び重症患者を受け入れる病院	中等症及び重症患者の受入要請等
	8 災害拠点連携病院(8)	中等症患者等を受け入れる病院	中等症患者の受入調整等
	9 災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う病院	病院稼働状況の確認、患者転送調整
	10 二次医療圏医療対策拠点(区西北部：帝京大学病院)	二次医療圏の医療救護活動の統括・調整を行う拠点	応援派遣要請、患者広域搬送調整、小児周産期リエゾン等
	11 4師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会)	区の医療救護活動の支援	医療従事者派遣調整、区内病院等に関する情報共有
協定事業者	12 医薬品卸売販売業者(5)	災害時の医薬品供給を担当する協定事業者	医薬品の供給要請等
	13 医療資器材卸売販売業者(1)	災害時の医療資器材供給を担当する協定事業者	医療資器材の調達要請等
	14 傷病者等搬送事業者(1)	患者搬送用の車両・人員を提供する協定事業者	患者搬送の要請等
その他	15 東京都保健医療局災害対策本部	都の医療調整・支援を行う行政機関	支援要請、災害医療情報の共有
	16 東京DMAT	都の災害急性期に活動する専門的な医療チーム	都を通じた派遣要請等

8 医療救護活動拠点の組織体制



★役割については、開設時に必要な役割を示しており、その後①から順に役割を付与する。

※通信手段：EMIS=FAX>電話・メール>防災行政無線>MCA 無線

9 各担当における役割について

班	担当	役割
区医療 Co		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動方針の決定</li> <li>・医療チームの配分調整</li> <li>・傷病者を受け入れる病院の確保</li> <li>・地域災害医療 Co との連絡調整</li> </ul>
区医療 Co 補助員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区医療 Co の支援・補助・必要な物品の調達</li> <li>・区医療 Co の指示を受け、関係機関との連絡</li> </ul>

A 情報 G	役割	① 情報収集し、区医療 Co、区薬事 Co に報告 ⇒区内医療機関の被害、診療状況、各師会の状況 ② クロノロジー ③ E M I S	
	情報G長	情報Gの総括。情報の緊急度を判断し、区医療 Co に指示を仰ぐ	
	①情報収集員	参集状況により、④、⑤、⑥、⑨を兼務する。④、⑤、⑥、⑨が参集した後は、④、⑤、⑥、⑨以外の情報収集を行う。 (連絡調整は【実行G】③連絡員が行う)	
	情報 収集 員	④拠点病院担当	各病院に担当をおき、医療救護活動拠点開設後、情報収集を行う。
		⑤連携病院担当	
		⑥支援病院担当	
		⑨各師会担当	各師会の施設、人的被害状況の把握
	②記録員	情報を時系列に記録する(クロノロジー、以下「クロノロ」)	
⑧情報整理員	収集した医療機関情報の整理		
	⑦E M I S担当	入力代行、緊急医療救護所設置運営状況の入力、更新	
B 実行 G	役割	① 区医療 Co の指示のもと医療救護活動方針の実施 ② 傷病者の受け入れ調整、搬送調整 ③ 医療チームの派遣調整 ④ 医療資器材等の配分調整 ⑤ その他	
	実行G長	・実行Gの総括	
	⑩緊急医療救護所 連絡員	・緊急医療救護所からの連絡を受ける。 ・区医療 Co からの指示を、緊急医療救護所に連絡する。	
	⑪受け入れ医療機関 調整支援員	・連携・支援病院からの患者受け入れ要請の受付窓口として患者情報を聞き取り、区医療 Co に上申 ・搬送先医療機関に送付する患者情報書類等の作成、搬送手段の確保	
	⑫調整員	健康福祉センター、保健所、避難所等の情報を集約し、区医療 Co に上申	
C 支援 G	役割	① 区災害対策本部、医療救護活動拠点との連絡調整 ② ロジスティックス ③ 医療対策拠点へ派遣	
	支援G長	支援Gの総括。受援要請の取りまとめ	
	③支援連絡員	・区災害対策本部に「医療救護活動拠点の設置」を連絡(直接または電話) ・区の災害対策本部との連絡 ・都及び災害拠点病院へ「区が医療救護活動拠点を設置した」旨を連絡 ・都及び区外への連絡(D P A T ・ D M A T 等)	
	⑬ロジスティックス	・医療救護活動拠点の従事者の安全対策・水、食料の確保 ・業務に必要な物品等の確保	
	⑭⑮ 地域災害医療 Co 支援員	帝京大学の医療対策拠点へ入り、区の情報をつなぐ。	

10 開設場所（板橋区健康推進課内見取り図）



防災行政無線・MCA無線



医療救護活動拠点

タブレット・ルーター保管場所 (B-3)  
医療救護活動拠点セット保管場所 (B-4)

ホワイトボード用途  
①・② 報告記録用  
③・④ 白地図・医療救護拠点情報

■医療救護活動拠点セット【置場：キャビネット B-4】

物品名称	部数	物品名称	部数
白地図	2	医療機関名簿	1
ネームプレート(D-3キャビネット黄色BOX)	20	医療救護活動拠点マニュアル	1
緊急医療救護所の場所の地図	5	情報整理用シート(別紙1)	5
関係機関の連絡先一覧(別紙2)	5	役割説明カード(ネームプレートサイズ)	各2
EMIS等のパスワード一覧	5	FAX様式各種 ※(別紙4)	
EMIS入力簡易マニュアル	1	アクションカード	1
医療救護活動拠点組織体制 座席表(別紙3)	1	災害時連絡用紙	10

■拠点開設のための物品

No	物品名称	部数	置場
1	マグネット	多数	
2	ホワイトボード	4	
3	ホワイトボードマーカー	多数	
4	行政無線、MCA無線	各1	
5	養生テープ	2	
6	マジック	多数	
7	ビブス	多数	
8	モニター	1	
9	どこでもシート	1	

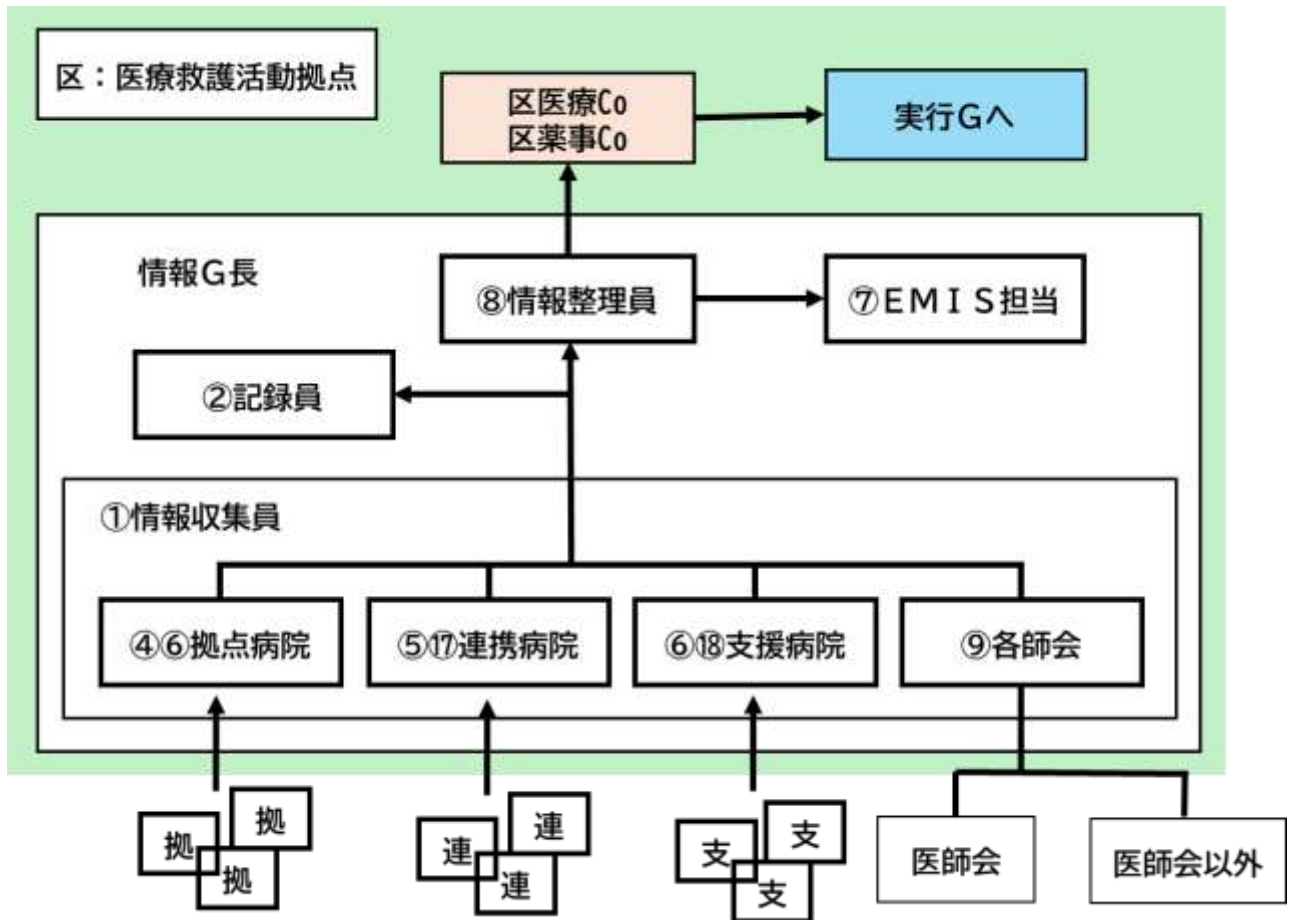
## 11 開設手順

板橋区役所南館3階健康推進課内に設置する。(被災状況により設置場所変更も可)

	内容	時間	チェック																
1	<b>被害状況の確認</b> 医療救護活動拠点の被害状況を確認する。安全を確認してから開設を行う。 □建物被害状況 □電気・ガス・水道 □通信(電話・PC・防災行政無線) □火災状況	20分 目安																	
2	<b>レイアウトの変更</b> 課長席の横にある、ホワイトボード①~④をP22のとおり、レイアウトを変更する。																		
3	<b>職員の参集</b> 職員が5名以上参集した時点で医療救護活動拠点開設とする。 以後、到着する職員に役割を指定する。(P20参照 図の①から順に役割を振り分ける)																		
4	<b>医療救護活動拠点セットの準備</b> 書庫(B-4)から『医療救護活動拠点セット』を取り出し、医療救護活動拠点に置く。 『拠点開設のための物品』、『現地訪問の携帯品』を揃えて準備を始める(P22参照)。 ビブスを着用する。(区医療Co、区医療Co補助、情報G長、実行G長、支援G長)																		
5	<b>災害対策本部への連絡</b> ③支援連絡員は南館4階災害対策本部に、①医療救護活動拠点の開設、②端末や通信機器の状況を確認し次第情報収集にあたる旨を、直接または電話で報告をする。																		
6	<b>記録表(クロノロ)の準備</b> ②記録員はホワイトボードパネルに、下記例の表を作成し、記録できるように準備する。 <b>(例)</b>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>発信</th> <th>受信</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18:00</td> <td></td> <td></td> <td>発災(震度6強)</td> </tr> <tr> <td>18:20</td> <td></td> <td></td> <td>医療救護活動拠点開設</td> </tr> <tr> <td>18:30</td> <td></td> <td>豊島病院</td> <td>建物、ライフライン異常なし。緊急医療救護所開設完了</td> </tr> </tbody> </table>	時刻	発信	受信	内容	18:00			発災(震度6強)	18:20			医療救護活動拠点開設	18:30		豊島病院	建物、ライフライン異常なし。緊急医療救護所開設完了		
時刻	発信	受信	内容																
18:00			発災(震度6強)																
18:20			医療救護活動拠点開設																
18:30		豊島病院	建物、ライフライン異常なし。緊急医療救護所開設完了																
7	<b>情報収集に向けての準備</b> ①情報収集員(情報G長)を中心にパソコン、電話、防災行政無線、MCA無線、タブレット、地域BWAルーター(書庫B-3)の準備を行い、連絡手段を整える。医療救護活動拠点セット内の聞き取りシート(『災害時医療救護活動ガイドライン』様式2-1)や災害時連絡先一覧(別紙2)を通信端末付近に準備し、連絡体制を整える。																		
8	<b>医療対策拠点(帝京大学病院)・拠点病院・連携病院等への連絡</b> 電話の準備ができ次第、③支援連絡員は医療対策拠点(帝京大学病院内 Tel:03-3964-4019)、拠点病院・連携病院等に医療救護活動拠点の開設を連絡する。 ※FAX>電話>防災行政無線の優先順位																		
9	<b>EMISの入力準備</b> パソコンが準備でき次第、⑦EMIS担当はEMISを立ち上げ、ログインする。EMIS立ち上げ不可の場合は他の連絡手段(「FAX>電話>防災行政無線」の優先順位)で各医療機関へ「医療救護活動拠点を開設した」旨を伝える。 <b>【ログイン方法】</b> ① <a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/">https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</a> ②ユーザー名・パスワードはアクションカードに記載あり ※マニュアル(厚労省ホームページ) <a href="https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/manual">https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/manual</a>	ここま で開設 2時間 以内																	
10	P20、P21の組織体制、役割に基づき、医療救護活動拠点の運営を行う。																		

◎板橋区防災メールでの職員安否システムについて

- ・職員の安否確認、参集予定時刻は、板橋区防災メールを活用する。
- ・健康推進課課長と保健政策係長がID・パスワードを把握。ID等が不明の場合は防災危機管理課へ連絡。



(1) 情報収集について

ア 各医療機関

■対象

災害拠点病院、 災害拠点連携病院、 災害医療支援病院

■方法

EMIS > FAX > 電話 > 防災行政無線等 ※優先度が高いものから列挙

- ➡①情報収集員が情報収集する。電話での聞き取りの場合は、医療救護活動拠点セットにある『災害時医療救護活動ガイドライン』様式 2-1(医療機関関係状況報告書①) P154 を使用する。
- ➡連絡がとれない場合に情報確認が必要であると判断した際は、**情報G長**は必要に応じて④拠点病院担当・⑤連携病院担当・⑥支援病院担当に指示し、現地確認を行わせる。

■確認項目

- 提供者氏名      ライフライン・サプライ状況(電気・ガス・水道・医薬品等)
- EMISの状況      医療継続の有無      負傷者状況(入院患者数・スタッフ数)
- 患者受診状況      建物倒壊状況      職員参集状況      トリアージの状況

※確認できた項目から**情報G長**へ報告を行う。

## イ 緊急医療救護所

### ■対象

災害拠点病院、災害拠点連携病院 計 12 箇所

### ■方法

各緊急医療救護班は担当の医療機関に到着後、医療機関スタッフとともに緊急医療救護所の立ち上げ作業を行う。各緊急医療救護班が到着時に既に緊急医療救護所が開設していたら、病院の F A X ・ 電話 ・ 防災行政無線等を使用し、医療救護活動拠点へ連絡し、活動を行う。

### ■確認項目

『災害時医療救護活動ガイドライン』様式 2 - 1 (医療機関関係状況報告書①) を使用する。(緊急医療救護所に区が変更したものを使用)

- 提供者氏名     傷病者の受入れ状況     開設時刻     参集人数  
 その他使用物品の破損状況等

## ウ 各師会からの情報の収集

### ■対象

板橋区医師会、板橋区歯科医師会、板橋区薬剤師会、板橋区柔道整復師会

### ■方法

F A X、電話、防災行政無線(医師会のみ設置) 等

### ■確認項目

『災害時医療救護活動ガイドライン』様式 2 - 1 (医療機関関係状況報告書①) を使用する。(各師会用に区が変更したものを使用)

- 提供者氏名     ライフライン     建物倒壊状況     職員状況

## 情報収集まとめ

	役割	
	情報収集	情報整理
災害拠点病院	<b>①情報収集員</b> <b>④拠点病院担当、⑤連携病院担当、⑥支援病院担当</b> ※必要な場合は、④～⑥を現地確認に向かわせる	<b>⑧情報整理員</b> <b>②記録員</b> 得られた情報を整理し、区医療 Co、区薬事 Co に報告する。
災害拠点連携病院		
災害拠点支援病院		
緊急医療救護所	<b>緊急医療救護班</b> からの情報を <b>⑩緊急医療救護所連絡員</b> が受ける。	
各師会	<b>⑨各師会担当</b> が情報収集を行う。	

※⑨⑩が未配置の場合は、①、④～⑥が緊急医療救護所及び各師会の情報収集を補う。

## (2) 情報整理について

### ア 記録表(クロノロ)の作成

②記録員(クロノロ担当)は、情報収集員によって集められた情報を、ホワイトボードパネルに時系列順に記録する。

【例】

時刻	発信	受信	内容
15:00			発災(震度6強)
15:20			医療救護活動拠点開設
15:25	災害対策本部		EMIS・災害対策本部・地域災害医療Coへ、医療救護活動拠点を開設した旨を報告
17:00		Ⓚ豊島 ○○	建物及びライフラインに異常なし 緊急医療救護所を開設し、患者は既に10名程度受け入れている
17:05		安田HP △△	建物に一部破損有。 区職員の到着がなく、緊急医療救護所はまだ開設されていない
21:00		長寿HP □□	医療資器材■が不足しているため、5個欲しい

要

緊急医療救護所 = Ⓚ ~ ~

各病院 = ~ ~ HP (帝京大学病院 = 帝京 HP、健康長寿医療センター = 長寿 HP)

### イ 情報の集約

⑧情報整理員は、①情報収集員によって集められた情報を集約し、情報G長と相談し、区医療Co、区薬事Coへ報告する。この時、医療救護活動拠点セットに入っている別紙『情報整理用シート(別紙1)』を活用する。

### ウ EMISへの入力

⑦EMIS担当は、⑧情報整理員によって集約された情報を、必要に応じて適宜EMISへ入力する。また、拠点・連携病院でEMISの入力ができていないところがあれば、入力を代行する。

拠点病院を除く区内医療機関宛て ➤ 防災行政無線、電話

情報整理まとめ

	概要
⑧情報整理員	①情報収集員が収集した情報を集約し、区医療Co、区薬事Coへ報告する。
②記録員	情報をクロノロに時系列順に記入する。
⑦EMIS担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑧情報整理員によって集約された情報を必要に応じて順次EMISに記録する。</li> <li>・緊急医療救護所の情報をEMISに入力する。</li> <li>・拠点・連携病院でEMISの入力ができていないところがあれば入力を代行する。</li> </ul>

(1) 緊急医療救護所連絡について

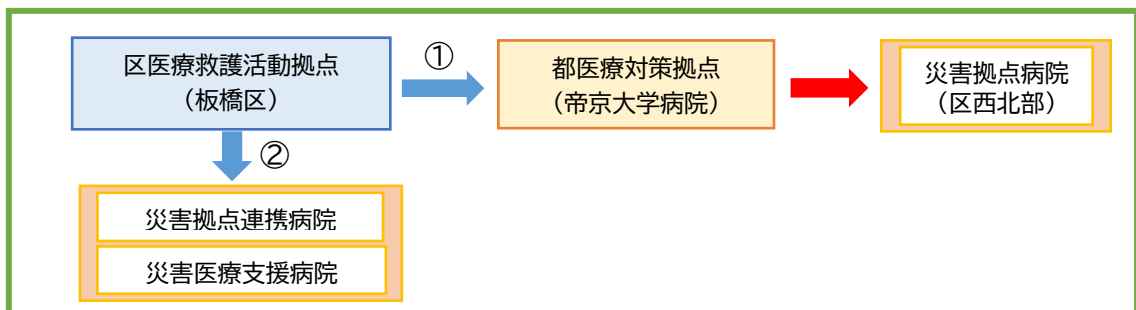
⑩緊急医療救護所連絡員は、緊急医療救護所の開設状況の把握、運営状況と不足しているもの等を把握し、実行G長へ報告。実行G長から区医療C0に上申し、指示を仰ぎ、⑩緊急医療救護所連絡員は緊急医療救護所に伝達する。

(2) 傷病者の受入れ調整について

医療機関から傷病者の受入れについて要望がきたら、実行G長から区医療C0に上申し、区医療C0は受け入れる病院の確保に向けて調整する。区医療C0の指示に基づき、⑩緊急医療救護所連絡員は必要な手続きや書類作成(災害時医療救護活動ガイドライン様式7)、搬送手段の確保等を⑪受入れ医療機関調整員に指示する。聞き取り用のシートは「災害時医療救護活動ガイドライン様式7」P166を使用する。

- 都医療対策拠点 ➡ 電話+FAX(災害時医療救護活動ガイドライン 様式7) P166
- 医療機関宛て ➡ 電話のみ

傷病者受入れ要請フロー



重症度別受入れ対象一覧

重症度	受入れ対象
(赤) 重症者	圏域内の災害拠点病院
(黄) 中等症者	圏域内の災害拠点連携病院 もしくは 災害医療支援病院
(緑) 軽症者	緊急医療救護所
※受入病院の確保が困難の場合	管轄する都医療対策拠点

(3) 医療チーム受援調整

⑫調整員は、援助が不足している、または不足が見込まれる医療機関や緊急医療救護所への人的援助について、区医療C0の指示に基づき、医療対策拠点に対し、医療チームの派遣を要請する。

■要請方法

電話+FAX(災害時医療救護活動ガイドライン様式4 P160)

■必要な情報

- 要請者所属 担当者氏名 電話番号 FAX 番号 要請する医療チームの種別
- 必要チーム数 参集場所 活動予定時間

(4) 内部調整(随時)

- ① ⑫調整員は、健康福祉センター・保健所・避難所等から受けた情報を区医療C0に報告し、それを基に決定された活動方針を、問い合わせ元へ伝達する。
- ② ⑬連絡員は方針を区災害対策本部に報告し、医療救護活動拠点の職員間でも共有を図る。

(5) 医療用電源ステーションの開設を聞き取る(無線使用)。

## 14 支援Gマニュアル

### (1) 医療救護活動拠点の支援

- ① **区 C0 補助員**は、区医療 C0 の必要な物品の調達や、各グループへの指示事項の伝達等、区医療 C0 への支援や補助をおこなう。
- ② **⑬ロジスティックス**は、医療救護活動拠点で働く人の安全対策・水、食料の確保及び業務に必要な物品の確保をおこなう。
- ③ 区医療 C0 と協議の上、区災害薬事センターの区薬事 C0 への支援や補助を行う。

### (2) 医療対策拠点の支援

**⑭地域災害医療コーディネーター支援員**は、医療対策拠点と医療救護活動拠点の情報をつなぐ。

## 15 保健師班マニュアル

### (1) 災害時個別支援計画対象者等支援班

在宅人工呼吸器使用者等災害時個別支援計画作成対象者に対する安否・病状確認、連絡調整を行う。

詳細は以下マニュアルを参照する。

板橋区災害時保健師活動マニュアル  
「在宅人工呼吸器使用者等災害時個別支援計画作成者への対応編」(内部マニュアル)

### (2) 避難所巡回班

避難所における公衆衛生活動を行い、避難生活に伴う二次的な健康被害を予防する。また要配慮者や健康被害が生じている避難者の把握と情報集約を行い、必要な資源の投入や受診調整を含む処遇調整を行う。

詳細は以下マニュアルを参照する。

板橋区災害時保健師活動マニュアル  
「避難所における健康管理と処遇調整対応編」(内部マニュアル)

## 第2節 板橋区災害医療コーディネーター

### 1 目的・役割

災害時において、必要とされる医療救護活動が迅速かつ的確に提供されるよう、医学的な見地から助言を行う。なお、平常時においても、区の災害医療体制の充実のために専門的立場から意見を述べ、防災計画や医療救護活動計画等の改善に貢献する。

### 2 災害医療コーディネーター

形態	役職	氏名	期間
常勤	板橋区保健所長	長嶺 路子	令和7年4月1日～現在
非常勤	板橋区医師会長	齋藤 英治	令和元年9月1日～現在
非常勤	日本大学医学部板橋病院 救命救急センター科長	山口 順子	令和2年4月1日～現在

### 3 参集条件、参集場所

参集条件：①震度6弱以上の地震

②その他区長の要請があった場合（震度6弱未満でも設置が必要な場合など）

参集場所：板橋区役所南館3階健康推進課

発災後、速やかに自身の安否状況及び参集可否を連絡する。（連絡手段は別途調整）

### 4 連携図、指揮命令図

※全体の関係＋医療救護活動拠点の組織図（P5、P6、P20 参照）

※**保健所長及び課長の指揮監督のもと、職務を行う。**

### 5 職務内容

- (1) 医療救護活動方針を決定すること。
- (2) 医療救護班の活動に関すること。
- (3) 医療情報の収集提供に関すること。
- (4) 收容先医療機関の確保に関すること。
- (5) 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (6) 訓練に関すること。
- (7) その他医療救護に関すること。

### 6 実働内容

【フェーズ区分】（P4 参照）

#### (1) 項目

- I 初動対応
- II 医療救護体制の構築
- III 傷病者トリアージと搬送調整
- IV 情報管理と人員配置調整
- V 特殊医療ニーズへの対応
- VI フェーズに応じた活動の移行（医療救護活動方針の改定）
- VII 記録と評価

(2) 項目別内容

項目	時間軸		内容
I 初動対応	発災直後	発災～ 6時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全確保と参集 →医療救護活動拠点と参集状況の連絡</li> <li>●参集後、医療救護活動拠点に配置 情報収集及び把握(医療機関、EMIS、DMAT等)</li> </ul>
	超急性期	6時間～ 12時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初期アセスメント <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の被災、稼働状況について</li> <li>・区全域の被害情報収集(避難所、交通、気象、ライフライン等)</li> <li>・重症者等の要対応者の情報管理</li> </ul> </li> <li>●体制構築 24時間体制のシフト表の作成</li> </ul>
II 医療救護体制の構築	超急性期	発災～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療救護活動方針を決定する</li> <li>●緊急医療救護所の設置状況確認</li> <li>●医療救護班の配置調整</li> <li>●医療資源(人員・物資)の不足調整</li> <li>●DMATなど外部支援チームの応援要請(二次医療圏)</li> </ul>
	急性期	72時間～ 1週間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急医療救護所の閉鎖に関する協議・決定</li> <li>●避難所巡回による保健活動の協議・決定</li> <li>●医療ニーズの変化に応じた資源再分配</li> <li>●地域の医療機関の診療再開状況の把握</li> </ul>
III 傷病者トリアージと搬送調整	超急性期	発災～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急医療救護所の運営状況の把握</li> <li>●重症患者等の搬送先医療機関の確保</li> <li>●搬送手段の確保と調整</li> <li>●広域医療搬送の必要性評価・優先順位の決定</li> <li>●地域災害医療コーディネーターとの連携</li> </ul>
IV 情報管理と人員配置調整	超急性期	発災～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人的資源評価 →医療従事者の被災状況と参集可能人数の把握</li> <li>●初期情報集約 →EMISへの情報確認</li> <li>●クロノロジーの作成開始</li> <li>●情報共有ツールの確立 →災害時の情報共有方法の確保 →代替通信手段(衛星電話、防災無線等)の確保</li> </ul>
		24時間～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関の状況更新</li> <li>●受援体制の調整(応援要請後) →区内外からの医療支援チームの調整、指示、配置</li> </ul>
	急性期	72時間～ 1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関の機能回復状況の評価</li> <li>●医療支援チームの再配置と調整</li> <li>●長期的な医療提供体制の検討</li> </ul>
	亜急性期	1～4週間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療ニーズの変化に応じた人員配置の最適化</li> <li>●医療支援チームの段階的撤収計画</li> <li>●地域医療体制の復旧状況の評価</li> </ul>

項目	時間軸		内容
V 特殊医療・ニーズへの対応	超急性期	6時間～ 72時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●透析患者対応 透析施設の被災状況及び受け入れ可能状況の確認(DIEMAS)</li> <li>●人工呼吸器使用者対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工呼吸器使用者等の安否確認</li> <li>・必要な場合の入院調整</li> </ul> </li> </ul>
	急性期 ↓	72時間～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の感染症リスク評価</li> <li>・クラスター発生時の対応方針決定</li> </ul> </li> <li>●慢性疾患管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性疾患患者の継続治療の継続治療体制の確保</li> </ul> </li> <li>●保健活動との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所巡回による保健活動との情報共有体制の構築</li> <li>・被災者及び支援者のメンタルヘルスケア体制の整備</li> </ul> </li> </ul>
VI フェーズに応じた活動の移行 (医療救護活動方針の改定)	超急性期 ↓ 急性期		<ul style="list-style-type: none"> <li>●移行判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の診療再開状況の評価</li> <li>・ライフライン(電気・水道)の復旧状況確認</li> </ul> </li> <li>●活動調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対応から計画的医療提供体制への移行</li> <li>・医療ニーズの変化に対応した資源分配の見直し</li> </ul> </li> </ul>
	急性期 ↓ 亜急性期		<ul style="list-style-type: none"> <li>●移行判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者数の推移と重症度分布の評価</li> <li>・地域医療機関の診療機能回復状況</li> </ul> </li> <li>●活動調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性疾患管理と健康維持活動への重点シフト</li> <li>・避難所巡回による保健活動体制の最適化</li> </ul> </li> </ul>
	亜急性期 ↓ 復旧・復興期		<ul style="list-style-type: none"> <li>●移行判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の閉鎖状況と在宅避難者の状況</li> </ul> </li> <li>●活動調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常診療体制への移行支援</li> <li>・被災者の心身ケアを含めた長期的支援</li> </ul> </li> </ul>
VII 記録と評価			<ul style="list-style-type: none"> <li>●記録の標準化</li> <li>●中間評価</li> <li>●継続的評価</li> <li>●最終評価と報告</li> </ul>

※活動終了後、板橋区災害医療コーディネーター設置要綱8条により費用弁償を行う。

# 第3節 板橋区災害薬事コーディネーター

## 1 目的・役割

災害時の医療救護活動が円滑に進むよう、薬事の面から災害医療コーディネーターをサポートする。医薬品の供給管理や保健医療活動チーム(薬剤師)の活動調整、薬事に関する調整・指示・助言を行う。また、緊急医療救護所の近隣薬局の開設調整を担う。

## 2 薬事コーディネーター

形態	役職	氏名	期間
非常勤	板橋区薬剤師会会長	保坂 洋二	令和4年4月1日～現在

## 3 参集条件、参集場所

参集条件：①震度6弱以上の地震

②その他区長の要請があった場合（震度6弱未満でも設置が必要な場合など）

参集場所：板橋区役所南館3階健康推進課

発災後、速やかに自身の安否状況及び参集可否を連絡する。(連絡手段は別途調整)

## 4 連携図、指揮命令図

※全体の関係+医療救護活動拠点の組織図(P5、P6、P20参照)

※保健所長及び課長の指揮監督のもと、職務を行う。

## 5 職務内容

- (1) 板橋区災害医療コーディネーターを薬事においてサポートすること。
- (2) 薬剤師班の編成、派遣その他活動全般に関すること。
- (3) 備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合における医薬品等の調達業務の調整に関すること。
- (4) その他医薬品等の確保及び薬事に関すること。

## 6 実働内容

【フェーズ区分】(P4参照)

### (1)項目

- I 初動対応
- II 医薬品供給体制の構築
- III 避難所等における薬事活動
- IV 情報管理と人員配置調整
- V 特殊な対応
- VI フェーズに応じた活動の移行(医療救護活動方針の改定)
- VII 記録と評価

## (2) 項目別内容

項目	時間軸	内容
I 初動対応	発災直後 発災～ 6時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全確保と参集 →医療救護活動拠点と参集状況の連絡</li> <li>●参集後、医療救護活動拠点に配置 情報収集及び把握(区薬剤師会等)</li> </ul>
	超急性期 6時～ 12時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初期アセスメント ・薬局の稼働状況について ・状況に応じた必要医薬品の在庫把握</li> <li>●体制構築 24時間体制のシフト確認</li> </ul>
II 医薬品供給体制 の構築	超急性期 発災～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開局薬局への医薬品在庫確認および払出調整</li> <li>●板橋区薬剤師会管理センターに医薬品集積所を設置</li> <li>●医薬品集積所運営体制の整備</li> <li>●管理センターの備蓄医薬品の配達</li> </ul>
	急性期 72時間～ 1週間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急性期以降に必要となる医薬品の在庫確認(確保) →都備蓄医薬品と卸事業者に同時並行的に供給要請</li> <li>●管理センターの医薬品在庫状況の確認</li> </ul>
III 避難所等における 薬事活動	超急性期以降 72時間～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急医療救護所閉鎖後について、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターとの協議により決定 (今後、医師会、薬剤師会等と協定の見直しを検討)</li> </ul>
IV 情報管理と人員 配置調整	超急性期 発災～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人的資源評価 →会員薬剤師被災状況と参集可能人数の把握</li> <li>●初期情報集約 →E M I Sの薬事関連情報の収集</li> </ul>
	24時間～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病院近隣薬局の開局状況の確認</li> <li>●受援体制の調整 ・板橋区会員外薬剤師の対応、調整、指示、差配 ・板橋区外応援薬剤師の対応、調整、指示、差配</li> </ul>
	急性期 72時間～ 1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開局薬局の稼働体制の確認・調整</li> <li>●開局薬局の医薬品在庫確認</li> </ul>
	亜急性期 1～4週 間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害薬事に関する活動情報・活動記録の集約</li> <li>●開局薬局の稼働体制の確認・調整</li> </ul>
V 特殊な対応	超急性期 6時間～ 72時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区内薬局の向精神薬等に関する情報収集</li> <li>●停電等による冷蔵医薬品への対処 (停電地域および復旧見込の把握、保管場所確保など)</li> </ul>
	急性期 72時間～ 1週間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国等の特例措置対応 ・処方箋医薬品の例外的な取扱いに関する通知の周知 ・特例措置適用を関係機関(薬局等)に対応の徹底 ・特例措置適用を関係機関(薬局等)に記録管理の徹底</li> </ul>

項目	時間軸	内容
VI フェーズに応じた活動の移行 (医療救護活動方針の改定)	急性期 ↓ 亜急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移行判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の薬局再開状況の把握</li> </ul> </li> <li>●活動調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品ニーズの変化に対応した供給計画の修正</li> </ul> </li> </ul>
	亜急性期 ↓ 復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移行判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療体制の回復度</li> <li>・避難所の閉鎖状況</li> </ul> </li> <li>●活動調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・板橋区外応援薬剤師の段階的撤収計画</li> <li>・通常業務への移行</li> </ul> </li> </ul>
VII 記録と評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>●記録の標準化</li> <li>●中間評価</li> <li>●継続的評価</li> <li>●最終評価と報告</li> </ul>

■平時の活動(事前準備)

- ・オンライン資格確認等のシステム導入状況の確認、推進
- ・初動期の薬事コーディネーター不在による指揮系統の整備
- ・板橋区外応援薬剤師受入マニュアルの事前整備
- ・医薬品集積所の設置場所の事前選定と迅速な立ち上げ手順の確立
- ・薬局稼働情報の迅速な共有
- ・協定事業者との調整

※活動終了後、東京都板橋区災害薬事コーディネーター設置要綱7条により費用弁償を行う。

# 第4節 緊急医療救護所

## 1 意義・目的

災害時に負傷者が病院に殺到することで重症者への適切な治療が行えず、救える命が救えなくなる。そのため、①負傷者の重症度を判断(トリアージ)、②軽症者の応急処置を行う目的で緊急医療救護所を設置する。緊急医療救護所は、病院の機能保全、運営保持においても必要不可欠なものである。

災害時は誰もが被災する可能性があるため、緊急医療救護所の関係者は自身の役割だけでなく、活動全体を理解し、どの役割も担えるよう準備しておくことが重要である。

## 2 開設条件（参集条件）

条 件	参集判断
区内で震度6弱以上の地震が発生	自動参集
区から要請があった場合	要請の連絡があったとき

## 3 負傷者の受け入れ時期

発災時から超急性期(発災～72時間)の期間の負傷者を受け入れる。(太枠内)

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

#### 4 設置場所

区内 12 か所の災害拠点病院・災害拠点連携病院の敷地内または近隣に設置する。

	病院名	住所	連絡先	防災行政無線番号	
				250	117
	区医療救護活動拠点	板橋 2-66-1	3579-2821	250	117
1	帝京大学医学部附属病院	加賀 2-11-1	3964-1211	602	
2	日本大学医学部附属板橋病院	大谷口上町 30-1	3972-8111	609	
3	東京都立豊島病院	栄町 33-1	5375-1234	606	
4	東京都健康長寿医療センター	栄町 35-2	3964-1141	605	
5	愛誠病院	加賀 1-3-1	3961-5351	601	
6	小豆沢病院	小豆沢 1-6-8	3966-8411	613	
7	板橋区医師会病院	高島平 3-12-6	3975-8151	622	
8	板橋中央総合病院	小豆沢 2-12-7	3967-1181	612	
9	金子病院	南常盤台 1-15-14	3956-0145	610	
10	小林病院	成増 3-10-8	3930-7077	620	
11	高島平中央総合病院	高島平 1-73-1	3936-7451	621	
12	常盤台外科病院	常盤台 2-25-20	3960-7211	623	

#### 5 従事者

①板橋区職員

②4 師会の参集者(医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会)

③災害時協力ボランティア

※初動体制においては災害拠点病院・災害拠点連携病院職員の協力を得る

#### 6 主な活動内容

①トリアージ(傷病者の重症度判断)

②軽症者に対する応急処置

#### 7 エリア構成

緊急医療救護所は以下の 2 つのエリアで構成される

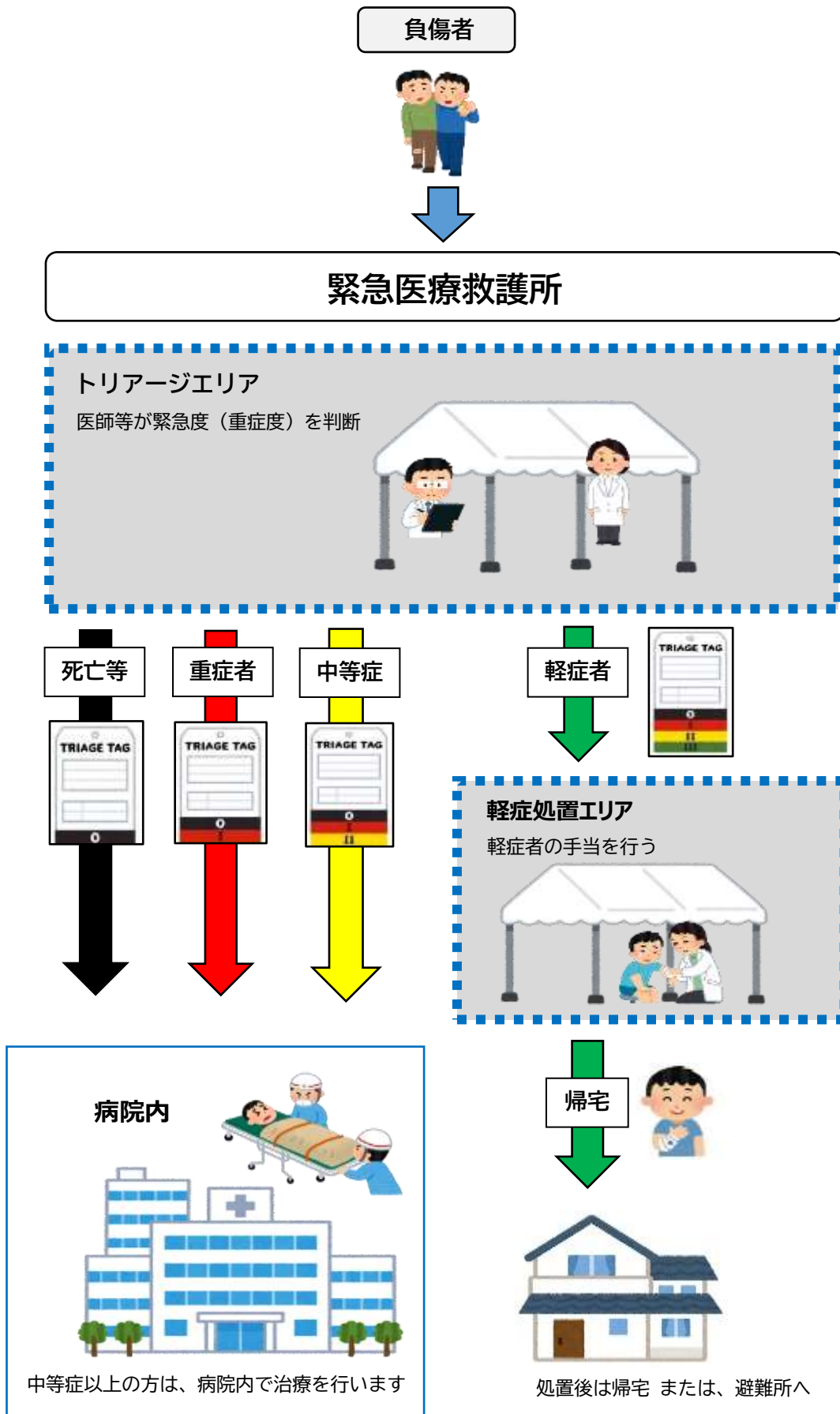
①トリアージエリア

傷病者の緊急度や重症度に応じて分類し、重症者等を病院内に搬送する。

②軽症処置エリア

軽症者の応急処置や医薬品の供給を行う。

## 8 緊急医療救護所とは



9 緊急医療救護所の開設

本来、緊急医療救護所は区職員等で開設するが、発災後の直ちに参集できるか不透明な状況にある。傷病者殺到後では、緊急医療救護所の機能を果たせないことから、区職員等の到着前は医療機関が設置し、医師会医師等の参集者に活動を引き継ぐ。

10 参集～開設手順

参集前	
参集条件	区内で震度6弱以上の地震発生時、指定された緊急医療救護所に参集【自動参集】
1	<input type="checkbox"/> 自身や家族等の安全を確保する <管理医師(院長)等の方> <input type="checkbox"/> 自院の施設被災状況確認、職員の安全確認、入院患者及び来院中患者の安全確保
2	情報収集をする(テレビ・インターネット・ラジオなど) ◎いたばし防災+アプリ(P76)で交通、ライフライン、区内被害、緊急情報等の把握が可能
3	参集準備をする(以下参考) 【身支度】 <input type="checkbox"/> 動きやすい服装・安全靴など <input type="checkbox"/> ヘルメット 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 水・軽食 <input type="checkbox"/> 貴重品(現金等) <input type="checkbox"/> 自身の常備薬 <input type="checkbox"/> 往診かばん <input type="checkbox"/> 携帯メモ・ペン 【乗り物】徒歩・自転車・バイクにより参集。車は使用不可(P77 災害時交通規制)。 <医療機関等の方> 自院の休診など必要な周知を行う
到着後	
4	緊急医療救護所の設置に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 設置場所が安全か確認する <input type="checkbox"/> テントを設置する場合は、雨・強風・夜間・気温などで設置可否の判断をする。 ※テント設置ができないときは、別エリアを検討
5	設営準備 <input type="checkbox"/> 物品保管場所の開錠方法等を確認する(P61-P70)。 <input type="checkbox"/> 物品保管場所から緊急医療救護所の設置場所まで物品を運び出す。(P61-P70) ※テント、投光器などは必要な場合のみ
6	設営 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、①発電機、②投光器、③テントを設置する。 <input type="checkbox"/> 緊急医療救護所【①トリアージエリア ②軽症処置エリア】を設営する。(P61-P70)
7	通信機器の準備 <input type="checkbox"/> 通信機器(①タブレット&ルーター、②MCA無線)を用意し、設定する。 <報告のタイミング> <input type="checkbox"/> 参集時 <input type="checkbox"/> 開設時 <input type="checkbox"/> 閉鎖時 <input type="checkbox"/> その他随時
運営準備	
8	避難所運営 <input type="checkbox"/> ビブス着用(医師：赤、 歯科：緑、 薬剤師：青、 柔整：紺、 区職員：黄) <input type="checkbox"/> 参集者は緊急医療救護所勤務表に氏名を記入
9	<input type="checkbox"/> 開設の連絡(医療救護活動拠点に「タブレット・ルーター」で開設報告)

## 11 担当業務

### 担当業務目安

※各師会ごとに班長を事前に決めておく

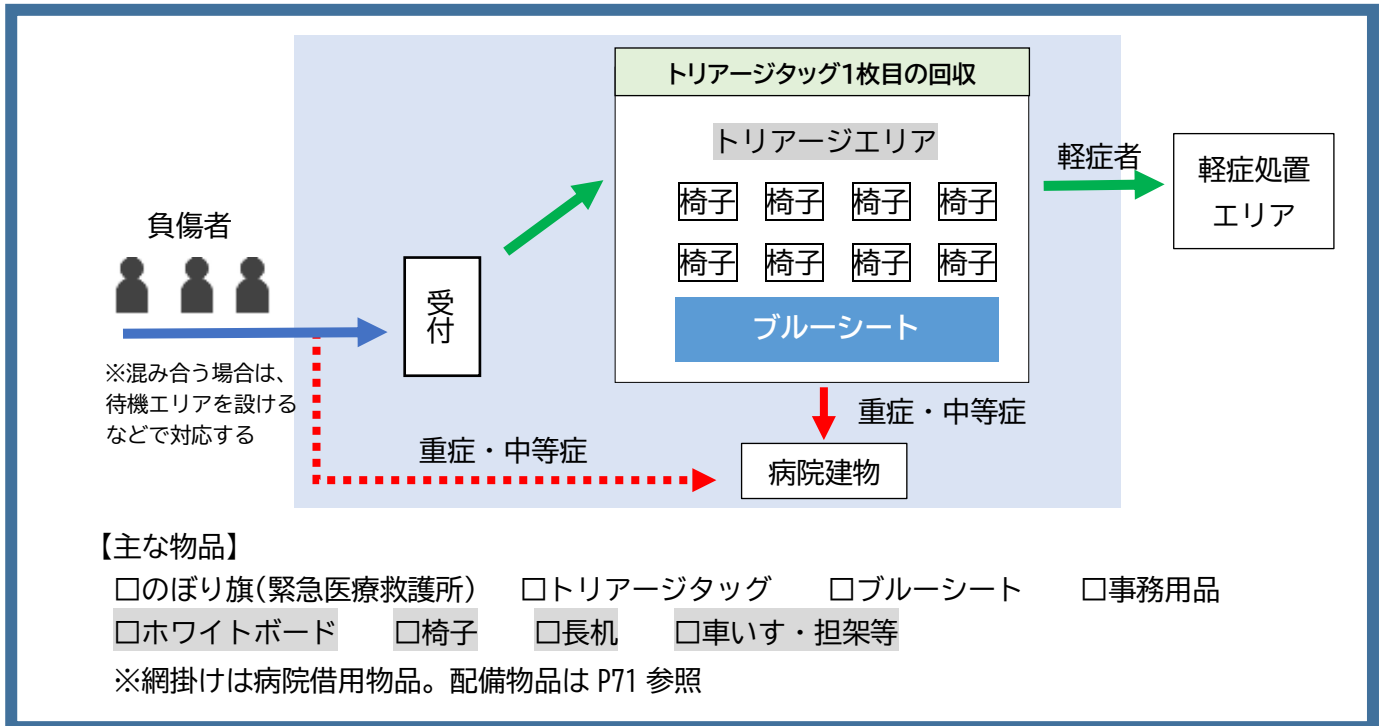
機関	全体 総括	トリアージ	軽症 治療	医薬品 対応	患者 移動	受付	区本部 連絡・相談
医師会	◎	◎	◎	○	○	○	○
歯科医師会	△	◎	○	×	○	○	○
柔道整復師会	△	△	◎	×	○	○	○
薬剤師会	△	△	×	◎	○	○	○
区職員	△	△	×	×	○	○	◎

◎＝主業務 ○＝担当業務 △＝緊急時 ×＝担当外

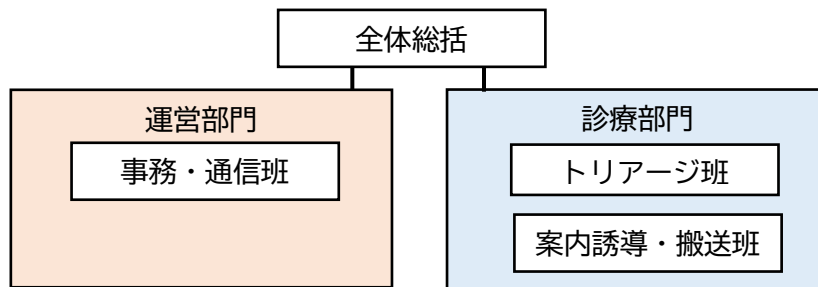
### 主な業務

		担当
医師会	リーダー サブリーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院側との連絡調整</li> <li>・各師会班長との調整</li> <li>・役割の割り振り</li> <li>・勤務時間の割り振り</li> <li>・医療救護活動拠点との連絡</li> <li>・患者搬送に関する連絡調整</li> <li>・応急処置物品の手配 など</li> </ul>
	参集会員医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トリアージ</li> <li>・軽症者に対する治療</li> <li>・患者搬送に関する連絡調整</li> <li>・病院補助 など</li> </ul>
歯科医師会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トリアージ</li> <li>・軽症者に対する治療</li> <li>・傷病者の搬送補 など</li> </ul>
柔道整復師会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トリアージ</li> <li>・軽症者に対する治療</li> <li>・傷病者の搬送補 など</li> </ul>
薬剤師会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品の管理</li> <li>・医薬品の調剤、服薬指導及び相談</li> <li>・医薬品手配に関する近隣薬局との調整</li> <li>・薬剤不足時の連絡調整(近隣薬局・医療救護活動拠点) など</li> </ul>
区職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急医療救護所運営事務 (医療救護活動拠点連絡調整、患者整理、受付、参集者確認など)</li> </ul>

## 12 トリアージエリア



### 役割分担



#### ①案内誘導・搬送班(4名程度)

- ・傷病者を院内に入れずに、緊急医療救護所へ誘導する。  
 ※重症度・緊急度が高い場合は、トリアージ班に
- ・トリアージタグの記載を案内し、受付を行う(記入確認)。
- ・軽症者と判断された傷病者を「軽症処置エリア」に案内する。
- ・重症、中等症と判断された傷病者は、病院スタッフに引き継ぐ。

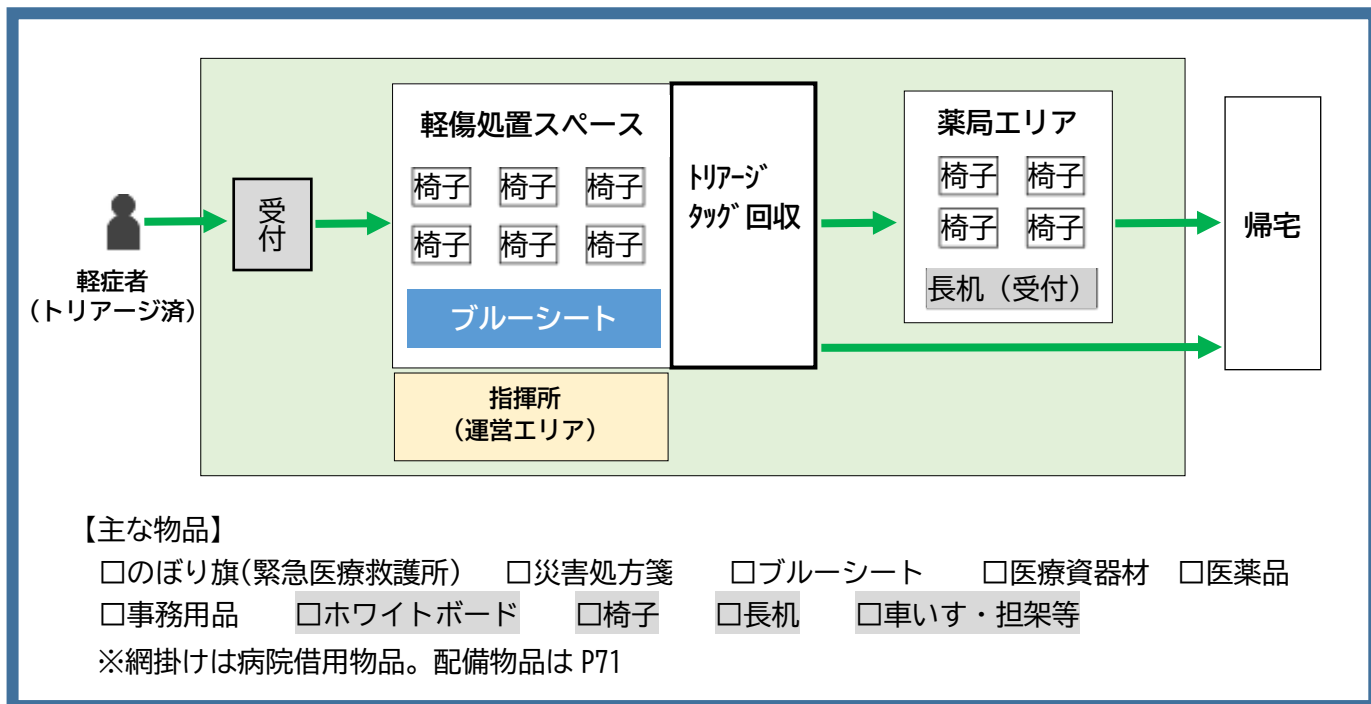
#### ②トリアージ班(4名程度)

- ・トリアージを実施し、必要事項を記載する。(P45)
- ・トリアージタグの1枚目をはがして、保管箱に保管する。
- ・トリアージタグを傷病者の身体等(右手)に取り付ける。
- ・来所者多数の場合は、誘導・整理を行いながら実施する。

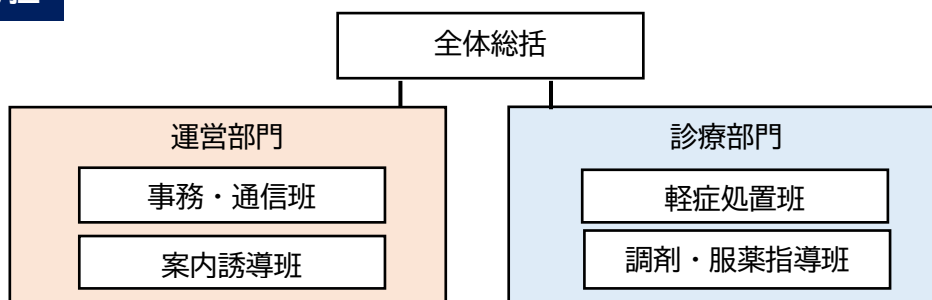
#### ③事務・通信班(2名程度)

- ・運営状況等を適宜、区医療救護活動拠点や緊急医療救護所指揮者に報告する。
- ・必要に応じて、時系列記録(クロノロジー)を行う(P42参照)

## 13 軽症処置エリア



### 役割分担



#### (1) 軽症処置班 (医師3名、薬剤師1名、柔道整復師2名、登録看護師1名)

- ・トリアージタグに本人情報、トリアージ情報が記載されているかを確認する。
- ・応急処置を行う。
- ・処置内容等をトリアージタグの裏面「特記事項」に記載し、災害診療記録(P46)を作成する。
- ・トリアージタグを回収する。(最終報告に影響がでるため漏れなく回収すること)
- ・医薬品処方が必要な場合は、災害用処方箋(P48)を記入し、薬局ブースに引き継ぐ。

#### (2) 事務管理班・通信班

- ・医薬品や医療資器材に不足がある場合は、医療救護活動拠点への調達を要請する。
- ・従事者不足や傷病者搬送等について医療救護活動拠点に要請し、運営体制を確保する。
- ・緊急医療救護所の状況について、随時、医療救護活動拠点に報告する。
- ・時系列記録(クロノロジー)を行う(P42)

#### (3) 案内誘導班

- ・軽症者の案内誘導

## 14 業務手順・時系列

### 1 トリアージエリア

- (1) 負傷者を緊急医療救護所に案内する。  
※重症度・緊急度が高いと判断される場合は、直ちにトリアージを行う
- (2) トリアージタグの記載を案内する。
- (3) 受付でトリアージタグの記載を確認し、トリアージスペースに案内する。
- (4) トリアージを行う。
- (5) トリアージ結果をトリアージタグに記載する。
- (6) 負傷者の「右手首」にトリアージタグを付ける。  
※負傷で右手首が難しい場合は、「左手首>右足首>左足首>首」の優先順
- (7) トリアージ結果が、軽症者(緑)は「軽症処置エリア」に案内する。  
※中等症(黄)、重症(赤)、死亡等(黒)は病院内搬送を調整する

### 2 軽症処置エリア

- (1) 受付でトリアージ済であることを確認し、軽症処置スペースを案内する。
- (2) 軽症処置スペースで応急処置を行う。
- (3) 処置内容等をトリアージタグの裏面「特記事項」に記載する。
- (4) 診療記録を記載する。
- (5) トリアージタグを回収する。
- (6) 処方箋を記入する。
- (7) 医薬品処方の場合は、災害用処方箋を持って、薬局エリアまたは近隣薬局を案内する。  
医薬品処方がない場合は、帰宅を案内する。

### 3 その他

- ・人的、物的不足に対して、医療救護活動拠点に連絡をする。
- ・医療救護活動拠点や病院等とのやり取りについて、記録する(クロノロジー)。
- ・傷病者等の搬送等が必要な場合は、病院、医療救護活動拠点と調整する。
- ・緊急医療救護所の状況や来所者状況について、適時、医療救護活動拠点に報告する。
- ・トリアージタグ、診療記録などは緊急医療救護所閉鎖後に医療救護活動拠点に集約するため、保管・管理すること。(紛失・破棄がないよう注意)

## 15 時系列記録(クロノロジー)

### 時系列記録の記録方法

時間	発信	受信	内容	備考
10:00			震度6弱	
14:00			●●緊急医療救護所開設	
15:30	●●Q ゴ所	区活動拠点	赤患者1名搬送必要であること報告	
15:45	区活動拠点	●●Q ゴ所	搬送調整OK、患者情報知りたいとのこと	
16:00	●●Q ゴ所	区活動拠点	人員不足のため応援要請	
16:30	区活動拠点	●●Q ゴ所	増員配置調整することのこと	17:00 医2名増員到着

16 トリアージカテゴリー(負傷者等の区分)

順位	分類	識別色	傷病状態及び病態	具体的な事例
1	<b>最優先治療群 (重症群)</b> ※主に災害拠点病院に搬送	<b>赤色 (I)</b>	生命を救うため、直ちに処置を必要とする者。 窒息、多量の出血、ショックの危険のある者(頭の中やお腹の中で出血している等)	気道閉塞、呼吸困難、意識障害、多発外傷ショック、大量の外出血、血気胸、胸部開放創、腹腔内出血、腹膜炎、広範囲熱傷、気道熱傷、クラッシュシンドローム、多発骨折など
2	<b>待機的治疗群 (中等症群)</b> ※主に災害拠点連携病院に搬送	<b>黄色 (II)</b>	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 (基本的には、バイタルサインが安定している者)	全身状態が比較的安定しているが、入院を要する以下の傷病者： 脊髄損傷、四肢長管骨骨折、脱臼、中等度熱傷 など
3	<b>保留群 (軽症群)</b> ※緊急医療救護所等で応急処置	<b>緑色 (III)</b>	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者等(かすり傷、小さな切り傷)	外来処置が可能な以下の傷病者： 四肢骨折、脱臼、打撲、捻挫、擦過傷、小さな切創及び挫創、軽度熱傷、過換気症候群 など
4	<b>無呼吸群</b>	<b>黒色 (0)</b>	既に死亡している者、又は明らかに即死状態である者(心肺蘇生等を施しても助けることが難しい)	圧迫、窒息、高度脳損傷、高位頸髄損傷、心大血管損傷、心臓破裂等により心肺停止状態の傷病者
	<b>死亡群</b> ※共に遺体安置所に搬送			

17 START法トリアージ

[トリアージハンドブック](#)





18 トリアージタグ

【表面】

(災害現場用)		東京都	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
トリアージ実施機関		医師 救急救命士 その他	
傷病名			
トリアージ区分 0 I II III			
0			
I			
II			
III			

【裏面】

東京都	
特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
その他の応急措置の状況等	
 前	 後
0	
I	
II	
III	

19 トリアージ対応

<記入について>

トリアージは、傷病者の重症度(緊急度)に応じた順番で治療するために行うものである。

2人1組となり、トリアージタグに、次の事項を記入する。(本人記入 or 傷病者に尋ねて記入)

①タグ No
②氏 名
③年 齢
④性 別
⑤住 所
⑥電話番号



トリアージを実施し、次の事項を記入する。

⑦トリアージ実施日時
⑧トリアージ実施者氏名
⑨トリアージ実施場所
⑩トリアージ実施機関(医師、救急救命士、その他※) ※その他の場合は、職種を併記すること。
⑪傷病名
⑫トリアージ区分



必要可能であれば、裏面の特記事項も記入する。



症状により次の色タグを点線から切り離す。

判断	タグの色
死亡	黒(Ⅰ)
重症	赤(Ⅱ)
中等症	黄(Ⅲ)
軽症	緑(Ⅳ)

この判断は、START 法トリアージに基づき判断する。



- ・トリアージタグは右手首につける。この部分が負傷している場合は、左手首、右足首、左足首、首の順でつける部位を変える。
- ・衣類や靴等にはつけない。
- ・最後に、表面の1枚目(災害現場用)シートを切り離し、色ごとに分けて保管する。





## 災害用処方せん

様式 1

患者	氏名 (カタカナでの記載も可)	男・女	医療救護所等の名称・所在地	
	昭・平 ・西暦	年 月 日生	処方医師が所属する医療支援チーム等の名称	
交付年月日		年 月 日	処方医師氏名	
処方せんの使用期間		交付の日を含めて4日以内		連絡先 (スマートフォン・携帯電話番号等)
処方				
備考	患者連絡先 (スマートフォン・携帯電話番号等)			
調剤済年月日	年 月 日	調剤した薬剤師氏名		
調剤所の名称所在地	<input type="checkbox"/> 医師がこの処方せんを発行した医療救護所等と同じ <input type="checkbox"/> その他 (余白へ具体的に記載)	調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称	<input type="checkbox"/> _____ (都・道府・県 地区) 薬剤師班 <input type="checkbox"/> その他 (余白へ具体的に記載)	

※ この書類は、調剤を行った場所 (医療救護所の調剤所等) で保管してください。

22 医薬品・医療資器材の備蓄と供給

区では、災害発生時に緊急医療救護所等で必要となる医療資器材を備蓄している。

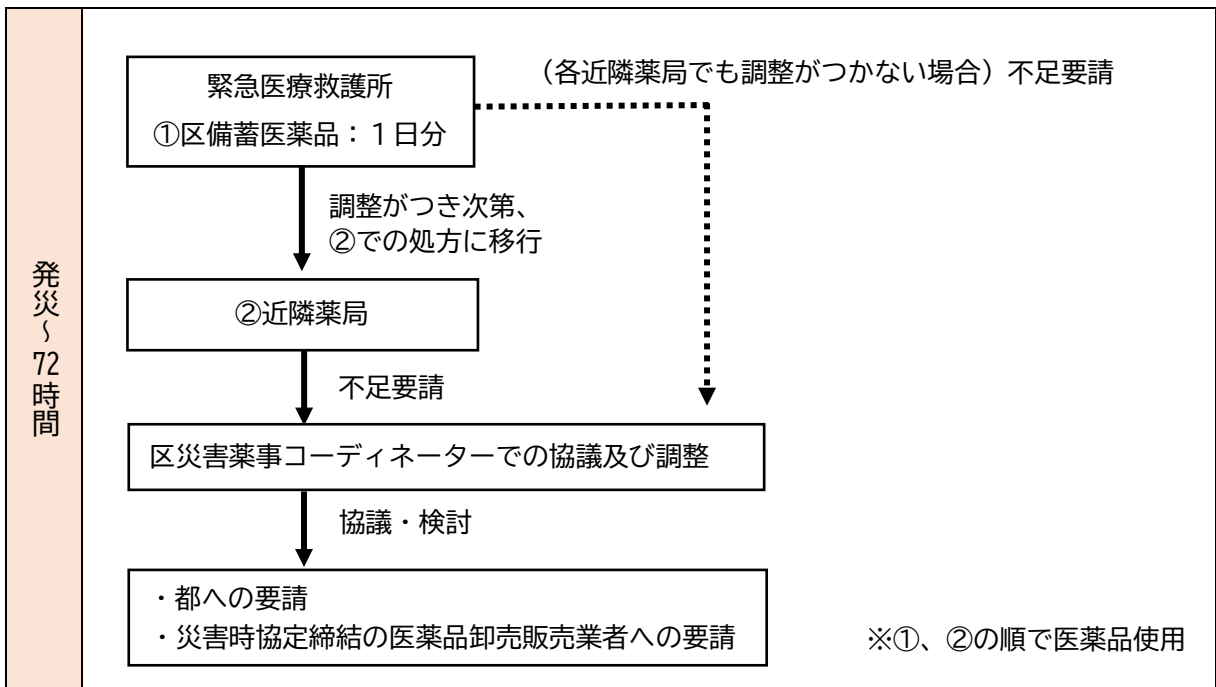
また、医薬品調達については原則として近隣薬局から行う。ただし、夜間に発災した場合など、近隣薬局が営業していない状況も想定し、区は1日分の医薬品を備蓄している。

■備蓄品

医薬品：P72 医療資器材：P71

■医薬品不足への対応

近隣薬局からの調達以降に医薬品等に不足が生じた場合は、医療救護活動拠点において区災害薬事コーディネーター、災害医療コーディネーター、区薬剤師会等の協議にて調整する。区で調達が難しい場合は、予め災害時の協力協定を締結している医薬品卸売販売業者、都へ調達を要請する。



■近隣薬局への調整、処方の流れ

調整中

■協定締結 医薬品卸売販売事業者／医療資器材卸売販売事業者

医薬品	1	アルフレッサ株式会社 板橋・北支店
	2	株式会社スズケン 板橋支店
	3	東邦薬品株式会社 練馬営業所
	4	株式会社メディセオ 板橋・練馬支店
	5	株式会社バイタルネット 東京中央支店
医療資器材	1	イワツキ株式会社

<参考>

[東京都災害時薬事活動ガイドライン（第2版）（P35～）](#)



## 23 搬送体制

重症者等や専門治療の必要性に応じて、搬送対応を行う。

生命に直結する緊急搬送が必要な場合に、搬送車両がない等の事態が発生しないよう、搬送車両の使用にあつては、必要性を十分に検討した上で搬送調整を行うこと。

### ■搬送対応の流れ

- (1) 病院、医療救護活動拠点と連携し搬送調整を行う。
- (2) 搬送調整がつくまで病院と連携して治療対応を行う。
- (3) 搬送調整がつき次第、搬送を行う。

### ■搬送手段の優先順位

- ① (緊急医療救護所対応の場合) 病院の救急車両
- ② 傷病者搬送の区協定事業者
- ③ 要配慮者搬送の協定事業者  
災害時は別の使用用途があるが、緊急かつ他の手段がない場合については、要配慮者班と協議する。
- ④ 庁有車  
災害時は別の使用用途があるが、緊急かつ他の手段がない場合については、医療対応不要な通常搬送の場合に限り契約管財課に協議する。  
(負傷はないが専門病院に搬送する必要がある場合等 ex 人口透析患者など)

#### 【協定締結搬送事業者】

区分	事業者
傷病者等	株式会社M&Wサポート(健康推進課所管)
要配慮者	搬送事業者 9 事業者、福祉施設事業者 35 事業者 (令和 7 年 11 月末現在) (平時：危機管理部地域防災支援課、発災時：長寿社会推進課所管)

### ■区外への患者搬送

区内の医療機関で受入が困難な場合は、医療救護活動拠点で他地域医療機関への搬送調整等を行う。必要に応じて都などへ要請する。

#### ※参考

○都における搬送体制

([東京都災害時医療救護活動ガイドライン \(第3版\) \(P55、P133~140\)](#))



○板橋区周辺ヘリコプター緊急離着陸場候補地

P16 参照

## 第5節 在宅人工呼吸器使用者

区は、在宅人工呼吸器使用者に対して「在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」に基づき、必要な災害時対応を行う。

### ■フェーズに応じた対応

	発災後の 時期目安	災害時個別支援計画作成者への保健師の支援
【1】フェーズ0 (発災直後)	6時間以内	区職員参集
	24時間以内	災害時個別支援計画作成者のうち、人工呼吸器装着者の安否確認(訪問看護ステーションがLoGoフォーム※に入力⇒健康推進課で集約) 電源確保
【2】フェーズ1 (超急性期)	72時間以内	災害時個別支援計画作成者のうち、人工呼吸器装着者の安否確認(訪問看護ステーションがLoGoフォーム※に入力⇒健康推進課で集約) 電源確保
【3】フェーズ2 (急性期)	72時間～1週間	引き続き対象者の状況を確認し、必要な支援を行う (在宅可能かの判断を含む)
【4】フェーズ3 (亜急性期)	1週間～1か月	引き続き対象者の状況を確認し、必要な支援を行う (在宅可能かの判断を含む)
【5】フェーズ4 (慢性期)	1か月～3か月	引き続き対象者の状況を確認し、必要な支援を行う (在宅可能かの判断を含む)

※LoGoフォーム…スマートフォンやパソコンから電子申請や申し込み、アンケート等ができるオンラインシステム

※安否確認は「LoGoフォーム」を主とするが、電話、FAXなども可

### ■発災後の主な活動体制・活動内容

担当	活動内容
健康推進課地域保健係	①災害情報の収集 ②訪問看護ステーションがLoGoフォームに入力した内容から、対象者の情報を集約 ③災害医療コーディネーターへ報告
各健康福祉センター保健師 (板橋、上板橋、赤塚、志村、高島平)	①災害情報の収集 ②LoGoフォーム等から対象者の安全・療養環境を確認し、情報を集約する。 ③健康福祉センター所長に報告 ④板橋区医療救護活動拠点(健康推進課)に報告 ⑤医療用電源ステーション※設置・準備

※医療用電源ステーション…在宅人工呼吸器等の医療機器を使用する方のために、医療機器のバッテリーを充電する発電機等を各健康福祉センターに配備し、医療用電源ステーションを開設する。

(区ホームページ：<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/1002460.html>)

対応の詳細については、板橋区災害時保健師活動マニュアル「在宅人工呼吸器使用者等災害時個別支援計画作成者への対応編」(内部マニュアル)に記載

## 第6節 災害時小児周産期リエゾン

都は、災害時における小児、周産期(妊娠22週から出生後7日未満)の医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、都は東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンを指定し、災害時小児周産期リエゾンの活動に必要な体制を確保する。

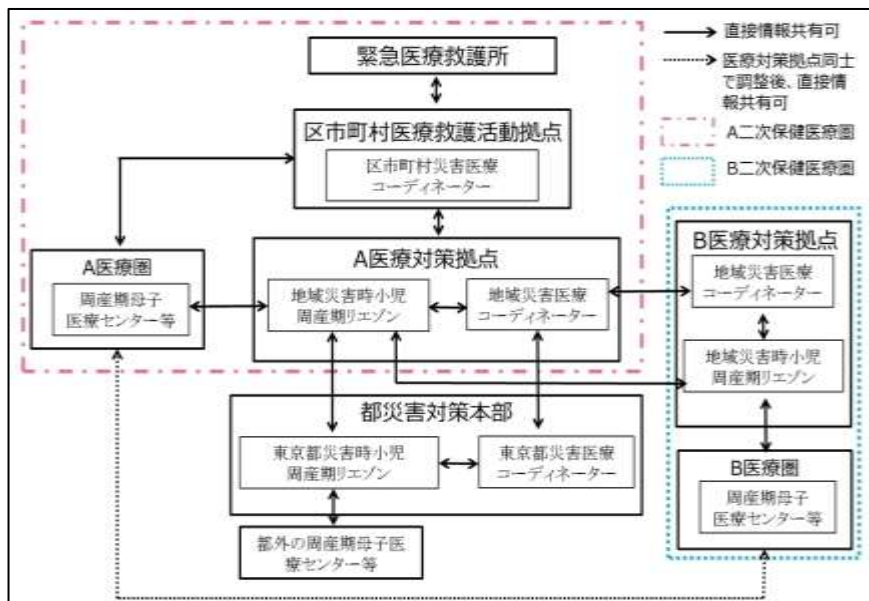
[東京都災害時小児周産期医療救護活動ガイドライン \(第1版\)](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigaiji-syonisyusanki)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigaiji-syonisyusanki>

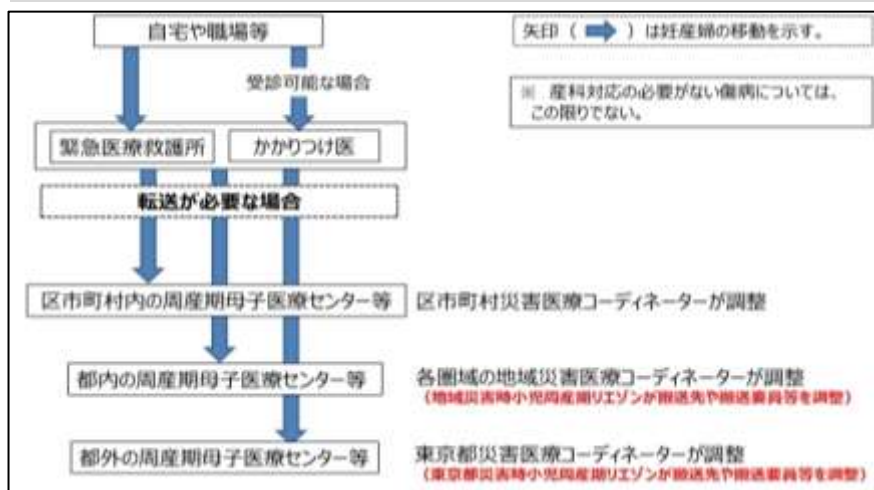


種別	役割
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師 <b>■区西北部(板橋区、豊島区、北区、練馬区)における配置医療機関</b> → <b>帝京大学医学部附属病院</b> <b>■配属医師</b> 【小児】 諸橋環(日本大学医学部附属板橋病院) 【周産期】 西澤美紀(帝京大学医学部附属病院)

災害時の周産期医療の情報連絡体制(東京都災害時小児周産期医療救護活動ガイドライン (第1版) P10)



緊急対応が必要な妊産婦の動き(東京都災害時小児周産期医療救護活動ガイドライン (第1版) P11)



## 第7節 災害時透析医療活動

都は、災害発生時の透析医療確保のため、日本透析医会災害時情報ネットワーク及び東京都透析医会との連携体制を構築し、透析医療の確保を行う。

災害時における透析医療活動は「東京都災害時における透析医療活動マニュアル(以下「都透析マニュアル」)」を準拠する。

[東京都災害時における透析医療活動マニュアル（令和3年5月改定版）](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenkou/saigai_touseki)

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenkou/saigai\\_touseki](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenkou/saigai_touseki)



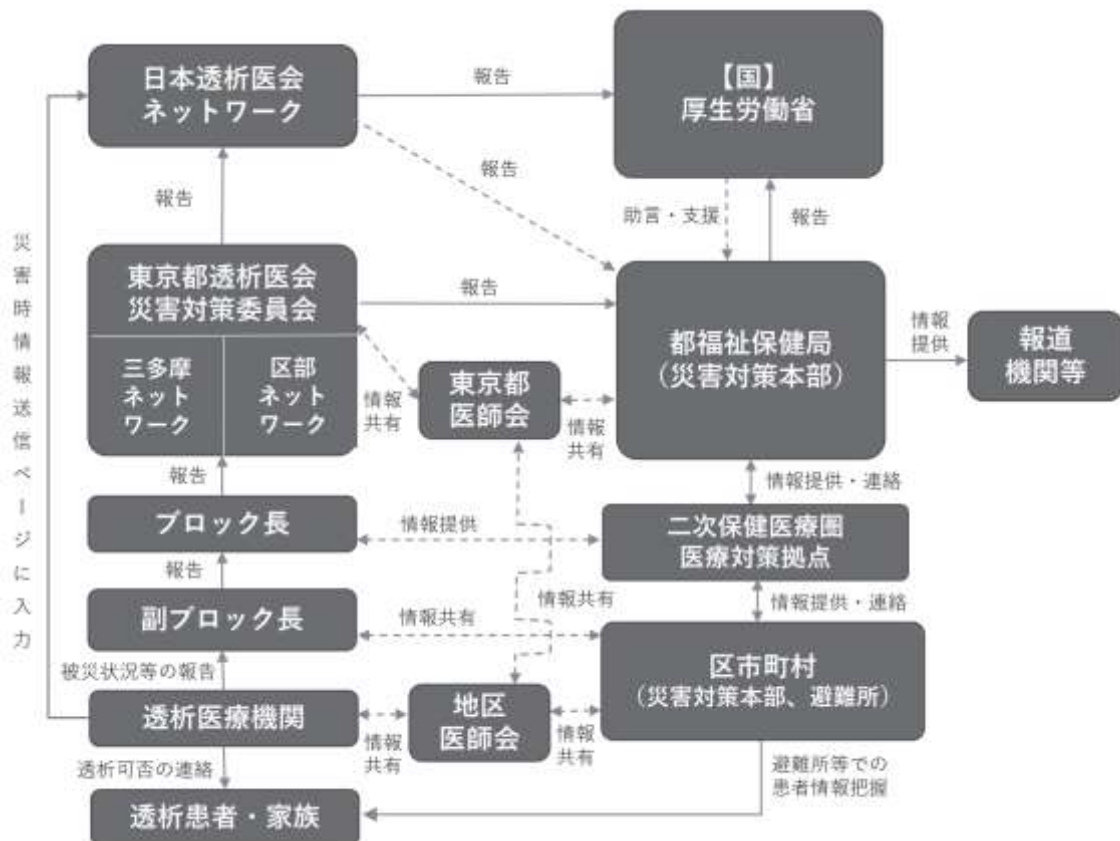
### ■災害発生時の対応

都透析マニュアル P8～15

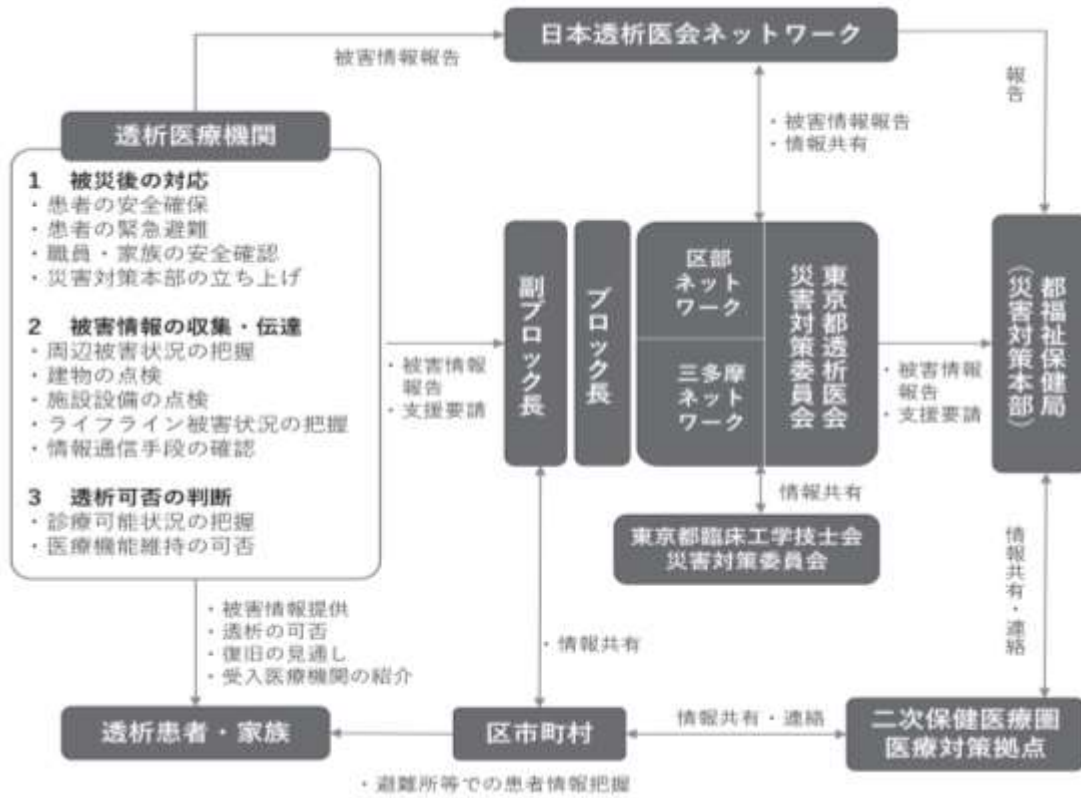
### ■区西北部(板橋区含む)におけるブロック長及び副ブロック長

役職	担当地域	氏名	施設名・所属診療科	電話
ブロック長	練馬区	前田 国見	石神井公園じんクリニック	03-3995-0725
副ブロック長	練馬区	井尾 浩章	順天堂大学医学部附属練馬病院 腎・高血圧内科	03-5923-3111
副ブロック長	板橋区	柴田 茂	帝京大学医学部附属病院 腎臓内科	03-3964-1211
副ブロック長	板橋区	阿部 雅紀	日本大学医学部附属板橋病院 腎臓・高血圧・内分泌内科	03-3972-8111
副ブロック長	北区	小林 沙和子	東京北医療センター 腎臓内科	03-5963-3311
副ブロック長	豊島区	吉川 桃乃	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院 腎臓内科	03-3941-3211

災害時の透析医療情報連絡系統図(都透析マニュアル P9)



災害時の診療可能状況等の把握体制(都透析マニュアル P39)



透析患者の支援要請及び受け入れ調整の流れ(都透析マニュアル P11)

機関名	主な活動内容
<b>透析医療機関</b> ・状況報告 ・支援要請 ↓ 支援要請 <b>協力医療機関</b>	・被災状況報告 ・透析の可否や被災状況等を副ブロック長にメール等で連絡 ・Tokyo DIEMAS、日本透析医会ネットワーク災害時情報送信ページに <input type="checkbox"/> 入力 ・自施設の透析患者・家族に連絡 ・支援要請 ・自施設で透析医療が困難な場合、災害時に連携協力する医療機関(協力医療機関)へ支援要請 ⇒ 調整困難な場合、副ブロック長へ支援を要請
<b>副ブロック長</b> ・状況報告 ・支援要請 ○ 受入調整	・情報収集 ・受入調整 ・支援要請 ・透析医療機関から情報収集、集約した情報をブロック長に報告 ・透析医療機関からの支援要請があった場合、区市町村内での受入調整 ⇒ 調整困難な場合、ブロック長へ支援を要請
<b>ブロック長</b> ・状況報告 ・支援要請 ○ 受入調整	・情報収集 ・受入調整 ・支援要請 ・副ブロック長から情報収集、集約した情報を区部ネットワーク又は三多摩ネットワークに報告 ・副ブロック長からの支援要請があった場合、ブロック内での受入調整 ⇒ 調整困難な場合、区部ネットワーク又は三多摩ネットワークに支援を要請
<b>区部ネットワーク・三多摩ネットワーク</b> ・状況報告 ・支援要請 ○ 受入調整	・情報収集 ・受入調整 ・支援要請 ・ブロック長から情報収集、集約した情報を東京都透析医会に報告 ・ブロック長からの支援要請があった場合、各ネットワーク内での受入調整 ⇒ 調整困難な場合、東京都透析医会に支援を要請
<b>東京都透析医会</b> ・状況報告 ・支援要請 ○ 受入調整	・情報収集 ・受入調整 ・支援要請 ・区部ネットワーク及び三多摩ネットワークから情報収集、集約した情報を都福祉保健局及び日本透析医会に報告 ・区部ネットワーク及び三多摩ネットワークから支援要請があった場合、受入調整 ⇒ 都内での透析医療の確保が困難な場合、都福祉保健局に支援を要請
<b>都福祉保健局</b>	・連絡調整 ・支援要請 ・東京都透析医会及び日本透析医会から情報収集及び連絡調整 ・都内での透析医療の確保が困難な場合、厚生労働省に支援を要請 ・東京都災害医療コーディネーターと情報共有

## 第8節 災害時精神医療活動

都では、災害時の精神医療体制を構築するため、複数の災害拠点精神科病院及び都独自の災害拠点精神科連携病院を指定し、大規模災害時に被災病院から患者が円滑に転院することができる受け入れ態勢の整備を推進しています。

災害時における精神医療活動は「東京 DPAT マニュアル」を準拠する。

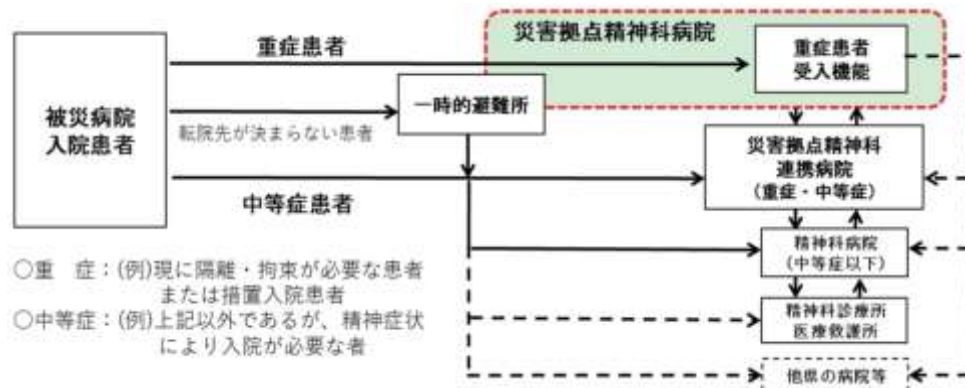
### 東京 DPAT マニュアル（第2版）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/chusou/dpat/dpat>



災害拠点精神科病院、災害拠点精神科連携病院の機能等(東京 DPAT マニュアル P22)

種別	機能	要件
災害拠点精神科病院 【国通知】	○主に措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受入れ ○一時避難(転院調整を含む)	○医療保護入院、措置入院等の診療機能(措置指定病院) ○患者の一時的避難に対応できる場所の確保 ○DPAT派遣機能 ○医薬品等の備蓄 その他、国通知記載の要件
災害拠点精神科連携病院 【都独自】	○主に医療保護入院患者の受入れ	○病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有する ○措置指定病院又は精神科二次救急指定病院 ○100床以上



■区西北部(板橋区含む)における精神科病院(精神科病床を有する病院)

医療機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
西ヶ原病院	北区西ヶ原 2-46-9	03-3917-6561	03-3576-4808
富士病院	北区西ヶ原 3-33-11	03-3910-6661	03-3910-6612
東京武蔵野病院	板橋区小茂根 4-11-11	03-5986-3111	03-5986-3112
成増厚生病院	板橋区三園 1-19-1	03-3939-1197	03-3939-1653
東京都立豊島病院	板橋区栄町 33-1	03-5375-1234	03-5944-3506
飯沼病院	板橋区常盤台 2-33-15	03-3960-0091	03-3960-0019
愛誠病院	板橋区加賀 1-3-1	03-3961-5351	03-5375-2666
帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1	03-3964-1211	03-3961-9518
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1	03-3972-8111	03-3972-0015
東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	03-3964-1141	03-3964-1982
陽和病院	練馬区大泉町 2-17-1	03-3923-0221	03-3923-3955
大泉病院	練馬区大泉学園町 6-9-1	03-3924-2111	03-3924-3389
慈雲堂病院	練馬区関町南 4-14-53	03-3928-6511	03-3928-6626

# 急性期（発災後 72 時間～）以降の医療救護体制

発災後約 72 時間経過し急性期に入ると、医療救護活動は避難所等が中心となる段階へ移行する。医療救護活動拠点は、板橋区災害医療コーディネーターと協議し、緊急医療救護所の閉鎖・継続を判断する。また、急性期以降は、避難所等で慢性疾患治療や被災者の健康管理、公衆衛生的ニーズが高まるため、避難者に対する健康相談等の保健活動を実施する。

## 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

フェーズ区分	0 発災直後 (発災～6時間)	1 超急性期 (～72時間)	2 急性期 (～1週間程度)	3 亜急性期 (～1か月程度)	4 慢性期 (～3か月程度)	5 中長期 (3か月程度～)
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療・被災者の健康管理等		

## 避難所での保健活動

### ■目的

避難所における公衆衛生活動を行い、避難生活に伴う二次的な健康被害を予防する。また要配慮者や健康被害が生じている避難者の把握と情報集約を行い、必要な資源の投入や受診調整を含む処遇調整を行うことで、避難者の健康被害の拡大を最小限に留める。

### ■対象

区内避難所 77 か所に避難している区民

### ■避難所巡回班の編成

- ・区職員(保健師等)
- ・4人1チームで編成(健康相談担当2人、防疫担当1人、事務1人)

※区外から支援チームの派遣があった場合、巡回支援を想定

### ■活動内容

- ①避難者の健康相談の実施
- ②避難所における衛生環境の確認と指導
- ③避難者の二次的健康被害予防のための啓発や健康教育
- ④避難所における健康課題の抽出と支援方針の検討

対応の詳細については、板橋区災害時保健師活動マニュアル「避難所における健康管理と処遇調整対応編」(内部マニュアル)に記載

## 第3章 資料編

---

## 1 情報連絡機器

医療救護活動拠点、緊急医療救護所、医療機関は以下の通信機器等により連絡等を行う。

### 主な通信機器・ソフトウェア

機器名	概要／用途	配備先	その他
①防災行政無線	区の防災専用無線 ----- 配備先と医療救護活動拠点との連絡	○災害拠点病院 ○災害拠点連携病院 ○一部支援病院 ○医師会	・半固定で移動制限あり ・移設困難
②MCA 無線(2台)	回線混雑が起りにくい耐災害性が高い無線機 ----- 配備先と医療救護活動拠点との連絡	○災害拠点病院 ○災害拠点連携病院 ○医師会 ※災害拠点病院、災害拠点連携病院は緊急医療救護所用1台も含む	・持ち運び可能 ・屋内通信困難(壁の電波遮断)
③災害用タブレット	緊急医療救護所と医療救護活動拠点の連絡用タブレット。「LINE WORKS」アプリで連絡を行う。	緊急医療救護所	地域 BWA ルーターの接続が必要
④地域 BWA ルーター	耐災害性が高い無線通信。災害用タブレットのインターネット接続用。		最大同時接続 10 台

### 機器写真

①	②	③	④
			

### その他

機器名	概要	配備先／用途等
EMIS【イーミス】 (広域災害救急医療情報システム)	災害時に医療機関や国、都、区などの行政機関を結ぶ広域情報ネットワーク。災害時に被災地の医療情報を収集・提供し迅速な医療救護活動の支援を目的としたシステム。 (ログイン方法、マニュアルは P77 参照)	○すべての病院に配備。医療機関の自身で被害状況等を入力(被害なしも入力)。医療機関の被害状況を全国的に発信。  ○緊急医療救護所に関する情報は医療救護活動拠点で情報収集して入力する。緊急医療救護所の状況を全国的に発信。

2 緊急医療救護所の設置場所一覧(地図)

板橋区  
緊急医療救護所  
MAP  
《家庭保存版》



【板橋区緊急医療救護所 所在地一覧】

マップ番号	病院名	所在地
1	帝京大学医学部附属病院	加賀2-11-1
2	日本大学医学部附属板橋病院	大谷口上町30-1
3	豊島病院	栄町33-1
4	東京都健康長寿医療センター	栄町35-2
5	愛誠病院	加賀1-3-1
6	小豆沢病院	小豆沢1-6-8
7	板橋区医師会病院	高島平3-12-6
8	板橋中央総合病院	小豆沢2-12-7
9	金子病院	南常盤台1-15-14
10	小林病院	成増3-10-8
11	高島平中央総合病院	高島平1-73-1
12	常盤台外科病院	常盤台2-25-20



ご家族で、お近くの緊急医療救護所をご確認ください。  
災害時にケガをしたり、体調が悪くなった方は、緊急医療救護所に向かってください。

3 緊急医療救護所の開設場所・資器材保管場所

	病院名	資器材保管場所	開設場所	
			トリアージエリア	軽症処置エリア
災害拠点病院(4か所)				
1	帝京大学医学部附属病院	外倉庫(正面玄関近くの柱内倉庫)	大学敷地内	大学棟本館1階(101室から105室)
2	日本大学医学部附属板橋病院	外倉庫(タクシー乗り場付近柱横)	地下1階入口(入退院入口)付近	地下1階入口(入退院入口)付近
3	東京都立豊島病院	病院仮眠棟敷地内倉庫	病院2階玄関入口	1階リハビリテーション科前
4	東京都健康長寿医療センター	外倉庫(1ヶ所)、中地下倉庫(1ヶ所)	病院正面玄関前	タクシープール
B 災害拠点連携病院(8か所)				
5	愛誠病院	病院内倉庫(放射線科棟1階)	正面駐車場ゲート前	大会議室
6	小豆沢病院	病院外倉庫(駐車場敷地)	病院南側駐車場	病院南側駐車場
7	板橋区医師会病院	病院地下1F緊急医療救護所資材保管室	病院1F正面玄関前	病院N棟1F新患受付前エリア
8	板橋中央総合病院	病院内	ロータリー	1階 待合室
9	金子病院	南常盤台1丁目集会所内防災備蓄倉庫 ※鍵は地域保健係も保管	病院出入り口付近	リハビリテーション施設
10	小林病院	C病棟地下1階(地上)倉庫内一角	病院正面入口向かって左側駐車場	C病棟地下1階(地上)倉庫シャッター内開放スペース
11	高島平中央総合病院	外倉庫(少し離れた所)	病院出入口	病院出入口
12	常盤台外科病院	病院プレハブ後方テナ内、病院裏入口通路横	病院横プレハブ建物前	病院横プレハブ建物前

4 緊急医療救護所の備蓄資器材一覧

		災害拠点 病院	災害拠点 連携病院			災害拠点 病院	災害拠点 連携病院
テント		2張	1張				
	フレーム	2脚	1脚				
	天幕	2箱	1箱				
	四方幕、砂袋	2箱	1箱				
	ウォータータンク	8個	4個				
トリアージタグ		100枚	50枚				
発電機関係							
	エネポ	1台	1台				
	カセットポンプ	36本	36本				
	エンジンオイル	1本	1本				
投光器		1台	1台				
スポットライト							
	電球	2個	2個				
	ソケット	1個	1個				
	延長コード	1本	1本				
ヒブス		計	17着	13着			
	赤（医師）	12着	8着				
	緑（歯科医師）	1着	1着				
	青（薬剤師）	2着	2着				
	紺（柔道整復師）	1着	1着				
	黄（区職員）	1着	1着				
医療資器材							
コン テ ナ 1	ビニール袋10枚入り	2袋	2袋				
	ゴミ袋（大）10枚入り	1袋	1袋				
	脱脂綿	6包	6包				
	タオル	2袋	2袋				
	感染症廃棄物用ごみ箱	1箱	1箱				
	感染症廃棄物用シール黄	1袋	1袋				
	感染症廃棄物用シール橙	1袋	1袋				
	感染症廃棄物用テープ	1個	1個				
コン テ ナ 2	聴診器	3個	3個				
	聴診器ケース	3個	3個				
	テーラー米式打診器	3本	3本				
	瞳孔ゲージ付ペンライト	3本	3本				
	電子体温計	3本	3本				
	ポリタンク	1個	1個				
	ポリ丸型洗淨瓶	1個	1個				
	はさみ	1個	1個				
	はさみ	1個	1個				
	液体せっけん	1本	1本				
	固形せっけん	1組	1組				
	救急蘇生セット（成人用・小児用）	1個	1個				
コン テ ナ 3	アネロイド血圧計	3個	3個				
	血圧計小児用マンシット	3個	3個				
	サージカルマスク	3箱	3箱				
	止血帯	2箱	2箱				
	伸縮包帯 2号	1箱	1箱				
	伸縮包帯 3号	1箱	1箱				
	伸縮包帯 4号	1箱	1箱				
	救急アルミックシート	1箱	1箱				
	ディスボグローブS	1箱	1箱				
	ディスボグローブM	1箱	1箱				
	ディスボグローブL	1箱	1箱				
	眼帯	6箱	6箱				
	エアウェイ（小）	1袋	1袋				
	エアウェイ（中）	1袋	1袋				
	エアウェイ（大）	1袋	1袋				
駆血帯	1個	1個					
コン テ ナ 3	創縁固定テープ			3箱	3箱		
	創縁固定テープ			3箱	3箱		
	輸液セット			6袋	6袋		
コン テ ナ 4	舌圧子			1箱	1箱		
	ネット包帯 指用			1箱	1箱		
	ネット包帯 四肢用			1箱	1箱		
	ネット包帯 胴体用			1箱	1箱		
	絆創膏（小）			1箱	1箱		
	絆創膏（大）			1箱	1箱		
	救急絆創膏			3箱	3箱		
	ロール状絆創膏			1箱	1箱		
	滅菌ガーゼ			3箱	3箱		
	経鼻エアウェイ			2本	2本		
	経鼻エアウェイ			2本	2本		
	経鼻エアウェイ			2本	2本		
	翼状針18G			1箱	1箱		
	翼状針21G			1箱	1箱		
	翼状針23G			1箱	1箱		
	静脈留置針18G			1箱	1箱		
	静脈留置針22G			1箱	1箱		
	静脈留置針24G			1箱	1箱		
固定用フィルムドレッシング材			1箱	1箱			
ピンセット			1箱	1箱			
副木 2号			1箱	1箱			
副木 8号			1箱	1箱			
副木 10号			1箱	1箱			
滅菌三角巾			15枚	15枚			
コン テ ナ 外	往診用イルリガードル台			2台	1台		
	サージカルガウン			1箱	1箱		
	サージカルガウン			1箱	1箱		
紙コップ			1箱	1箱			
消耗品							
	台車			1台	1台		
	折りたたみ椅子			2脚	2脚		
	ブルーシート			3枚	2枚		
	「緊急医療救護所」のぼり旗			2枚	2枚		
	注水台			2台	2台		
	ポール			2本	2本		
	トリアージタグ回収カゴ（白）			2個	2個		
	事務用品						
	ボールペン			10本	10本		
	クリップボード			5枚	5枚		
	ホワイトボードマーカーセット			1セット	1セット		
	アルミブランケット			10個	4個		
	どこでもシート			1箱	1箱		
感染症対策							
	ガウン			260枚	160枚		
	非接触型温度計			1個	1個		
	アルコールタオル			2個	2個		
	アルコールタオル詰替			10袋	10袋		
	アクリルパーテーション			2個	2個		

5 緊急医療救護所の備蓄医薬品(案)

	薬品名	効能等	1人分量	必要分量	備蓄数
1	ロキソプロフェンNa錠60mg	効能:非ステロイド性の消炎鎮痛剤で、痛みや炎症、発熱を抑える 用途:関節痛、筋肉痛、頭痛、歯痛、生理痛など	9錠	55人分(495錠)	500錠
2	カロナール錠200mg	効能:解熱鎮痛薬(アセトアミノフェン) 用途:発熱、頭痛、歯痛などの痛みの緩和 ※ロキソプロフェンより胃への負担が少ない 【中学生以上】	18錠	27人分(486錠)	500錠
3	カロナール細粒20% 分包100mg	効能:解熱鎮痛薬(アセトアミノフェン) 用途:発熱、頭痛、歯痛などの痛みの緩和 ※ロキソプロフェンより胃への負担が少ない 【小学生】【未就学児】	18包	小学生66人分 (1,188包)	1,200包
			9包	未就学児133人分 (1197包)	
4	レバミピドOD錠100mg	効能:胃粘膜保護薬 用途:胃炎や胃潰瘍の治療、非ステロイド性による胃粘膜障害の予防	9錠	55人分(495錠)	500錠
5	ランソプラゾールOD錠15mg	効能:プロトンポンプ阻害薬(PPI) 用途:胃酸の分泌を抑え、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、逆流性食道炎などの治療	3錠	33人分(99錠)	100錠
6	ケフラールカプセル250mg	効能:セファロsporin系抗生物質 用途:細菌感染症の治療(気管支炎、肺炎、尿路感染症など)	9錠	22人分(198錠)	200錠
7	アムロジピンOD錠5mg	効能:カルシウム拮抗薬 用途:高血圧症、狭心症の治療	3錠	33人分(99錠)	100錠
8	ミヤBM錠	効能:整腸剤(乳酸菌製剤) 用途:腸内環境を整え、下痢や便秘の改善	18錠	27人分(486錠)	500錠
9	セルタッチパップ70(7枚入)	効能:非ステロイド性抗炎症薬の外用剤 用途:筋肉痛、関節痛、打撲、捻挫などの痛みや炎症を緩和	7枚	50人分(350枚)	350枚
10	ゲンタシン軟膏	効能:アミノグリコシド系抗生物質の外用剤 用途:皮膚の細菌感染症(とびひ、傷の感染など)の治療	1本	30人分(30本)	30本

6 緊急医療救護所と近隣避難所

緊急医療救護所での軽症処置者は、自宅、避難所等に帰宅するため、避難所案内時の参考とする。

	緊急医療救護所	最寄り避難所	
1	帝京大学医学部附属病院	①加賀中学校(加賀 2-19-1)	②加賀小学校(稲荷台 23-1)
2	日本大学医学部附属板橋病院	①大谷口小学校(大谷口北町 21-1)	②板橋第十小学校(大谷口上町 43-1)
3	東京都立豊島病院	①旧板橋第九小学校(栄町 6-1)	②中根橋小学校(栄町 14-1)
4	東京都健康長寿医療センター	①板橋第一中学校(大山東町 50-1)	②板橋第一小学校(氷川町 13-1)
5	愛誠病院	①板橋第五中学校(板橋 4-49-3)	②板橋第四小学校(板橋 4-9-13)
6	小豆沢病院	①志村第四小学校(小豆沢 4-13-1)	②志村第二中学校(小豆沢 1-21-1)
7	板橋区医師会病院	①高島第五小学校(高島平 3-11-1)	②高島第二中学校(高島平 2-24-1)
8	板橋中央総合病院	①志村第二小学校(志村 1-7-1)	②志村第二中学校(小豆沢 1-21-1)
9	金子病院	①上板橋小学校(東山町 47-3)	②上板橋第一中学校・小茂根校舎(小茂根 1-2-1)
10	小林病院	①赤塚第二中学校(成増 3-18-1)	②成増ヶ丘小学校(成増 3-17-7)
11	高島平中央総合病院	①高島第六小学校(高島平 1-50-1)	②高島第二小学校(高島平 2-25-1)
12	常盤台外科病院	①常盤台小学校(常盤台 1-6-1)	②富士見台小学校(前野町 1-10-1)

避難所⇒緊急医療救護所

※欠番 No は地震時開設なし

No	施設名	最寄り緊急医療救護所
1	板橋第二小学校	東京都健康長寿医療センター
2	板橋第四小学校	愛誠病院
3	金沢小学校	帝京大学医学部附属病院
4	板橋第一中学校	東京都健康長寿医療センター
5	板橋第五中学校	愛誠病院
7	板橋第五小学校	東京都健康長寿医療センター
8	板橋第七小学校	東京都健康長寿医療センター
9	板橋第一小学校	東京都健康長寿医療センター
10	中根橋小学校	東京都立豊島病院
11	加賀小学校	帝京大学医学部附属病院
12	板橋第三中学校	東京都立豊島病院
13	加賀中学校	帝京大学医学部附属病院
14	旧板橋第九小学校	東京都立豊島病院
15	板橋第六小学校	東京都健康長寿医療センター
16	弥生小学校	東京都立豊島病院
17	板橋第二中学校	日本大学医学部附属板橋病院
19	板橋第八小学校	東京都立豊島病院
20	旧板橋第四中学校	帝京大学医学部附属病院
21	板橋第十小学校	日本大学医学部附属板橋病院
22	上板橋第二小学校	日本大学医学部附属板橋病院
23	大谷口小学校	日本大学医学部附属板橋病院
24	向原小学校	日本大学医学部附属板橋病院
25	上板橋第二中学校	日本大学医学部附属板橋病院
26	上板橋第一中学校(小茂根)	日本大学医学部附属板橋病院
27	上板橋第四小学校	常盤台外科病院
28	常盤台小学校	常盤台外科病院
29	上板橋第一中学校(南常盤台)	金子病院
30	上板橋第三中学校	常盤台外科病院
31	志村第一小学校	小豆沢病院
32	志村第三小学校	小豆沢病院
33	志村第一中学校	小豆沢病院
35	志村小学校	板橋中央総合病院
36	志村第二小学校	愛誠病院
37	志村第四小学校	板橋中央総合病院
38	志村第二中学校	小豆沢病院
39	志村第四中学校	板橋中央総合病院
42	志村第五小学校	小豆沢病院
43	中台小学校	常盤台外科病院
44	緑小学校	常盤台外科病院

No	施設名	最寄り緊急医療救護所
45	若木小学校	常盤台外科病院
46	中台中学校	常盤台外科病院
47	ゆめの園若葉	常盤台外科病院
49	志村第六小学校	高島平中央総合病院
50	蓮根小学校	高島平中央総合病院
51	蓮根第二小学校	高島平中央総合病院
52	志村坂下小学校	高島平中央総合病院
53	志村第三中学校	高島平中央総合病院
54	志村第五中学校	板橋中央総合病院
55	舟渡小学校	高島平中央総合病院
56	前野小学校	常盤台外科病院
57	富士見台小学校	常盤台外科病院
58	北前野小学校	板橋中央総合病院
59	上板橋小学校	金子病院
60	桜川小学校	金子病院
61	桜川中学校	金子病院
62	赤塚新町小学校	小林病院
63	下赤塚小学校	小林病院
64	赤塚第三中学校	小林病院
66	赤塚小学校	小林病院
67	成増小学校	小林病院
68	成増ヶ丘小学校	小林病院
69	三園小学校	小林病院
70	赤塚第二中学校	小林病院
73	紅梅小学校	板橋区医師会病院
74	北野小学校	板橋区医師会病院
75	徳丸小学校	高島平中央総合病院
76	赤塚第一中学校	板橋区医師会病院
78	新河岸小学校	高島平中央総合病院
79	高島第一小学校	板橋区医師会病院
80	高島第二小学校	板橋区医師会病院
81	高島第三小学校	板橋区医師会病院
82	高島第五小学校	板橋区医師会病院
83	高島第六小学校	高島平中央総合病院
84	西台中学校	高島平中央総合病院
85	高島第一中学校	板橋区医師会病院
86	高島第二中学校	板橋区医師会病院
87	高島第三中学校	板橋区医師会病院

7 用語解説・関連事項

用語等	説明
DMAT (ディーマット)	災害派遣医療チーム。 医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)等で構成する。
DHEAT (ディーヒート)	都道府県・指定都市で構成された災害時健康危機管理支援チーム。 公衆衛生医師や歯科医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、臨床検査技師等の公衆衛生分野の専門職及び業務調整員から5名程度で構成する。
DPAT (ディーパット)	災害派遣精神医療チーム。 専門的研修・訓練を受けた職員で、被災地の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動等を行う。
JMAT (ジェイマット)	日本医師会災害医療チーム。 医師1名、看護職員2名、事務職員・業務調整を担うロジスティックス担当者1名の4名を基本編成とし、医療活動を行う。
JRAT (ジェイラット)	日本災害リハビリテーション支援協会。 リハビリテーション科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、ケアマネジャー、義肢装具士等で構成され、リハビリテーション支援(生活不活発病予防等の健康管理の支援や生活環境の改善や工夫等)を行う。
日本赤十字社 医療救護班	日本赤十字社が編成・派遣する救護班。 医師1人(班長)、看護師長1人、看護師2人、事務職員2人の計6人を基準に編成し、被災地の状況に応じて、薬剤師、助産師、放射線技師等を加えて派遣を行う。
東京都医療救護班等	都が編成・派遣を要請する都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院などの医療救護班。
二次保健医療圏	都が保健医療ニーズに対応するために設定する区域。複数の区市町村を単位とし13の圏域を設定している。板橋区、豊島区、北区、練馬区は区西北部医療圏。
医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括、調整を行う場所。区西北部二次保健医療圏(板橋区、豊島区、北区、練馬区)では、帝京大学医学部附属病院が指定されている。
クロノロジー	災害時の情報共有手法として「出来事や情報を時系列に記録・整理したもの」。活動内容、指示、ライフライン、外部との連絡調整事項等を時系列とともに記録して定期的に見直し、問題の抽出や活動方針等を立てるために利用する。
ロジスティックス	保健医療福祉活動に関わる通信、移動手手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。保健医療福祉活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。
EMIS	災害時に医療機関や国、都、区などの行政機関を結ぶ広域情報ネットワーク。 (厚生労働省ページ/操作・入力マニュアル) <a href="https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/manual">https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/manual</a> 【ログイン方法】 ① <a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/">https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</a> ②ユーザー名・パスワードはアクションカードに記載あり
災害時交通規制	大震災(震度6弱以上)が発生時の交通規制(警視庁ホームページ) <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/saigai/shinsai_kisei/kisei/index.html">https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/saigai/shinsai_kisei/kisei/index.html</a>
オンライン資格確認システム	災害時におけるオンライン資格確認システムの活用 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001186595.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001186595.pdf</a> (厚生労働省ホームページ)
D24H	災害時に保健・医療・福祉活動を支援するための統合的な情報管理システム。 避難所や医療機関等の状況を集約し、関係機関間での情報共有を行う。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001463038.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001463038.pdf</a> (厚生労働省事務連絡)
いたばし防災+アプリ	誰でも利用できる防災ツール。板橋区が発信する防災情報をリアルタイムに受信できるほか、発令中の避難情報や避難所開設状況を地図や一覧で確認が可能。 <a href="https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/joho/1056493.html">https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/joho/1056493.html</a>

